

○午前10時開議

○あくつ副議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○あくつ副議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

山本 やすゆき 議員

西 本 たか子 議員

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○あくつ副議長 これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

---

日程第1

一般質問

---

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

つる伸一郎議員。

[つる伸一郎議員登壇]

○つる伸一郎議員 区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

今日は、浅間台小学校の児童の皆様が議会傍聴にいらしております。

100年を超える歴史を持つ学びやで、「学び」「愛」「希望」の3つの「泉」を校歌に込めた先人の思いを胸に、新たな100年の歴史をつくっておられる皆様にとって、議会傍聴での「学び」が未来を勝ち開く「源泉」となり、「これぞ我らの」品川区と誇りと「愛」着を持ち、「希望」は実現できると確信が持てるようにとの思いを込めて質問に入ります。

初めに、全世代型社会保障についてお尋ねいたします。

公明党は、「大衆とともに」との立党精神を掲げ、衆望に応える政策の実現に全力で取り組み、大衆の皆様のお支えによって、11月17日で結党60年の佳節を迎えることができました。

名実ともに新たなスタートをした公明党は、大衆福祉の原点を再確認しつつ、これまで築き上げてきた全世代型社会保障を基盤として、公明党2040ビジョンの中間取りまとめを発表し、新たな「創造的福祉社会」の構築を進めていきます。

創造的福祉社会とは、少子高齢化、人口減少の時代の諸課題に対処する制度改革だけでなく、「人々のつながりと支え合いを幾重にも創り上げ、全ての人の尊厳を守るとともに、それぞれの自己実現に最適な環境を提供できる社会」であります。

創造的福祉社会の構築に向けて、「教育のための社会・こどもまん中社会を築く」「単身者が生きがいを持って人生を全うできる社会を実現する」「若者、高齢者、女性、障がい者、全ての人が輝ける社会を確立する」「全国どこでも命と健康が守られる社会をつくる」「地域のつながり・支え合いで人口

減少を克服する社会を構築する」との5つの改革構想を示しました。

個別具体的な制度の構築では、医療や介護、福祉、教育など人間が生きていく上で不可欠な公的サービスに関して、所得や資産の多寡にかかわらず、誰もが平等かつ必要なときにアクセスできる権利の保障、いわゆるベーシックサービスの考え方を踏まえて取り組むものとしています。

そこで、質問の1点目は、全世代型社会保障の理解促進についてです。

品川区は、子育て3つの無償化の展開や、今年度では、高齢者の補聴器購入費助成の対象拡大と所得制限の撤廃、救急代理通報システムの無償化、学用品費の無償化などによって、ウェルビーイングな社会の構築を進め、全世代型社会保障の構築に先駆的に取り組んでいます。

全世代型社会保障を構築する上での最重要課題が少子化の抑制であるとの認識の下、区は子育て支援策を強化していますが、今後、さらに施策を進めるに際して、世代間での不満や不安が生じないように、その施策効果が子育て世帯のみならず、全世代の社会保障につながるという理解や共感を広げることは、区政に対する信頼にもつながります。

そこで、既存の施策を含め、区が力を入れる子育て支援策が全世代にも波及する効果を区民に周知して理解を促進すべきと思いますが、ご所見をお知らせください。

ベーシックサービスは、「弱者を生まない社会保障」を構築するものであり、品川区が実施する無償化や所得制限の撤廃をはじめとするウェルビーイング予算の執行は、区が国や全国の自治体に先駆けて展開するベーシックサービスであり、公明党が進める創造的福祉社会の構築と軌を一にするものです。

そこで、質問の2点目は、ウェルビーイングな社会とベーシックサービスについてです。

先日、資本主義と社会主義を止揚する新しい経済の在り方について書かれた「人間主義経済×SDGs」をひもとき、「人々の日常生活は、状態にあるビーイングや活動に当たるドゥーイングで構成されており、『価値ある状態と活動』が実現されているときに、『よい生活』を送っていると評価できる」「十分な栄養を摂取でき、健康で安全が確保されている状態は、ビーイングウェルと評価され、スポーツを楽しんでいる、勉強している、生きがいのある仕事に従事しているなどの行為・活動は、ドゥーイングウェルと評価され、『価値ある状態と活動』を達成している人は『人間らしい生活』をしていると評価され、それを英語でヒューマンウェルビーイングが達成されている」と表現すると学びました。

先日、森澤区長は、シンポジウム「朝日地球会議2024」の講演で、総合実施計画に区独自の「ウェルビーイング指標」の反映を検討すると示され、デジタル庁の地域幸福度全国調査を活用し、区民の幸福度を把握すると述べられました。

また、子育て、教育、介護、障がい者福祉等の行政サービスを所得制限なく全ての人に保障するベーシックサービスを品川区から展開し、今後、私が本年の第2回定例会でも提案した児童の朝の居場所づくりについてもチャレンジされると表明され、大変期待しています。

そこで、改めて、品川区が目指す「ウェルビーイングな社会」「幸福度の高い社会」についてお知らせください。

また、区のベーシックサービスの認識と、区議会公明党が提案してきた子育てや高齢者、若者施策に加え、医療、介護、障がい者福祉におけるベーシックサービスの今後の拡充や展開、さらには、それらの中で何をベーシックサービスに位置づけるかを審議する委員会等の設置も必要と認識していますが、併せてご所見をお知らせください。

質問の3点目は、安定的・恒久的な財源確保についてです。

森澤区長は、就任以来、毎年、事務事業評価で事業費の1%、20億円を捻出するとされ、今年度は捻

出した23億円を含む38.4億円を無償化や所得制限の撤廃などのウェルビーイング予算として執行しています。

品川区のベーシックサービスの展開には、区議会公明党として様々な提案を含めて推進をしますが、ベーシックサービスの基本は、最終的に国において財源を確保するものと認識しております。

現在、国による学校給食の無償化については、公明党の推進によって、6月の実態調査を踏まえ、関係省庁が連携し、課題を整理した上で検討するとの首相答弁が国会で示されており、国で実施される際には、区で独自に確保した予算を他の施策に生かすことができます。

一方で、先駆的な施策展開には区の独自財源が必要であり、都や国を動かすまでに、その施策を持続可能とする安定的な財源が求められます。

8月に示された依命通達では、2023年度の一般会計では、使途の制限されない一般財源が0.5%の伸びでとどまっていることや、ふるさと納税による特別区民税の流出額が今年度は51億円に上ると想定が示されています。

限られた財源の中でも、ウェルビーイングな社会の実現を促進するためには、ベーシックサービスの展開が必要であり、ベーシックサービスの提唱者である井手英策教授が「財源問題を通じた世代間の連帯」と表現されたように、財源を明確に示していくことも重要です。

また、財源をどこに求め、何に使用するかについて、開発学者であるロバート・チェンバースの「他の人々、世代に対して『公平性』と『持続可能性』を保障・担保する『責任ある豊かさ』でなくてはならない」との指摘は、先駆的に取り組む区にとっても重要な点であります。

そこで、財源確保のために、以前にも提案したソーシャル・インパクト・ボンドなどの民間資金の活用のほか、ベーシックサービスの展開に際して、安定的・恒久的な事業執行に向けた財源の確保策についてお知らせください。

また、事業執行に必要な経費の重要性を区民に伝え、理解を求めるさらなる工夫が必要と思いますが、ご見解をお知らせください。

次に、こども・若者政策についてお尋ねいたします。

人間の子どもたちを争いが絶えない社会から守るため、世界中の動物が集まって一計を案じる物語であるエーリッヒ・ケストナーの「動物会議」を改めて子どもたちに読み聞かせをしました。

大人の間と動物がそれぞれ「子どものために」と主張しながらも、子どもとの向き合い方が違っており、大人の間は、子どもの話を聞こうとしないのに、何かにつけて「将来のためにやった」と言い、動物は、人間の子と一緒に遊び、分からないことがあれば「子どもたちに聞くといいよ」と言って、動物たちは子どもと学び合うという描写を通して、大人が子どもを対等な存在としているかどうかを問う大人の子も観を風刺的に描いた物語です。

さて、本年9月に気候変動や紛争など世界が直面する重大課題への協力を強化するために開催された国連の「未来サミット」に、若者の声を届けるために、本年3月に国立競技場で開催された「未来アクションフェス」には、7万人の若者が集い、50万人以上がオンラインで参加しました。

当日は、気候危機の打開、核兵器なき世界の実現、意思決定プロセスへの若者の参画、国連改革についての「共同声明」が発表され、来賓として参加した国連の事務次長であるチリツィ・マルワラ国連大学学長に手交しました。

未来サミットでは、今後の国際社会の行動指針を示した成果文書「未来のための協定」が採択され、協定に記載された子どもや若者の社会的・経済的発展に投資することや若者の政策決定への意義ある参

画などは、未来アクションフェスでマルワラ学長に手交した共同声明に盛り込んだ多くの提案が反映されています。

共同声明の基になったのが、未来アクションフェス実行委員会が実施した、社会や気候変動、核兵器、青年と社会構造、国連についての「青年意識調査」で得た12万人の多岐にわたる声でした。

また、この青年意識調査を通して、8割を超える若者が「自身の声が国や自治体の政策に反映されていない」と感じていることが分かった一方で、未来に希望を持っていると回答した若者の大半が「自身の声が政策に反映されている」と感じていることも明らかになったとのことでした。

そこで、質問の1点目は、子ども・若者の育成への参画についてです。

現在、来年度の計画実施に向け、「(仮称) こども計画」が、森澤区長とのタウンミーティングを含め、子どもたちの声を聴きながら策定作業が進められており、計画の名称も、こども基本法第2条の「この法律において『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう」とあるとおり、平仮名の「こ」が使用され、年齢に区切りを置かない概念としての「こども」を対象とした計画であると認識しています。

今年、日本が「子どもの権利条約」を批准して30年の年ですが、その権利の1つに「意見表明権」があります。

こども基本法第3条の3には、「全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とあり、第11条には、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあり、子どもや若者の声を聴くことが義務づけられています。

森澤区長は、就任以来、積極的に子どもや若者の声を聴く機会を持ち、テーマも、SDGs、子どもや若者が活躍するまちづくり、災害など多岐にわたって実施されております。子どもや若者がこうした機会を通じて区政に参画し、自身の意見が反映され、社会を変えられるという成功体験となれば、その後の社会や区政への参画にもつながると期待できます。

このような区長の子どもや若者の元に足を運び、声を積極的に聴く姿勢を拝見していると、その行動理念を明示するために、区民や議会、行政がともに賛同できる内容かつ最適なタイミングで、品川区においても、「こども基本条例」の制定について、検討に踏み出していきたいとの思いを強く持つものです。

さて、(仮称) こども計画については、本年の第2回定例会での私の一般質問の答弁で、計画実施後も「子ども・若者の声を継続して反映していけるよう、子どもたちの声をフィードバックできるような仕組みについても検討」する旨の答弁を受けています。

区は、今年度から、「子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわ」をテーマに、「しながわSDGsパートナーシッププロジェクト」をスタートさせました。

この枠組みの中で、「SDGs こども会議」を設置し、区の課題抽出過程における子どもの意見の収集、社会課題解決に向けた企業提案に対するフィードバックを行うとし、来年度からの稼働に向けて準備が進められていると認識しています。

公明党は、子ども・若者施策として、被選挙権年齢の18歳への引下げや予算提案権を持つ「若者議会」の設置促進を掲げています。

欧州では、ドイツのミュンヘン市のまちづくりに参画するための取組の「ミニ・ミュンヘン」「こども・青少年フォーラム」や、フィンランドのヘルシンキには、年1回の体験型ではなく、日常的な活動の場としての「ヘルシンキ若者議会」などがあります。

日本でも、予算提案権を持つものとしては、山形県遊佐町の「少年議会」や愛知県新城市の「若者議会」などがあり、新城市では年間1,000万の枠を設けて事業提案を受けています。

東京都では、「都民による事業提案制度」を活用し、「こどもワークショップ」「中高生政策決定参画プロジェクト」を立ち上げ、中高生がテーマに沿った課題に対して議論、政策提言し、政策に反映する取組を実施しています。

神戸大学と同志社大学が行った幸福度に関する調査によれば、所得や学歴よりも、自分で自分のことを決められる「自己決定」の実感は、「幸福度」に強い影響を与えるという研究結果もあります。

一方で、先日、一般社団法人日本若者協議会の室橋祐貴代表理事と懇談した際、「区内にも全国的に活動する若者団体のメンバーがいるが、財政基盤が脆弱なことから、若者の声を集約しても、活動の継続性や各地元自治体の政策にまで参画できない課題もある」との声を受けました。

そこで、子どもや若者の声を聴く取組をさらに強化して、予算提案権を持つ「こども若者議会」の設置やSDGsこども会議に予算枠を持たせるなど、子どもや若者の区政への意義ある参画ができる取組を求めます。

また、区内で活動する若者団体への財政的支援を実施し、区政への参画を促してはいかがでしょうか。それぞれご所見をお聞かせください。

質問の2点目は、品川区の各会議・審議会の若者枠についてです。

子どもや若者に品川区の政策課題などに興味を持ってもらい、積極的に参画を促すには、権限を与えて、影響力を発揮してもらい、提案した企画などが実際に事業化されるなどの成功体験を積み重ねてもらうことも有効です。

環境心理学を専門とするニューヨーク州立大学のロジャー・ハート教授の子どもがどの程度主体的に関わっているかを示す「子どもの参画のはしご」理論では、その度合いを8段階に分け、下から1段目の大人が言いたいことを子どもに言わせる「操り参画」、2段目の問題自体を理解させずに意見表明の場面だけ表に立たせる「お飾り参画」、3段目の、子どもに意見は言わせるが、実際の決定には反映させない「形だけの参画」を非参画状態とし、真の参画は、4段目の「与えられた役割の内容を確認した上での参画」から始まるとしています。そして、5段目は「大人主導で子どもの意見提供のある参画」、6段目は「大人主導で意思決定に子どもも参画」、7段目は「子ども主導の活動」、8段目は「子ども主導の活動に大人も巻き込む」となっています。

日本若者協議会の室橋代表理事は、子どもや若者の声を聴く機会をつくっても、その後、検討もされず、合理的理由もなく反映せずにいれば、声を上げて変わらないと受け止め、不快だと分かっている状況でも自分は無力なんだと学習してしまい、抵抗や回避をしなくなってしまうという「学習性無力感」に陥ってしまうと指摘しています。

品川区では、昨年度より、校区教育協働委員会に児童・生徒が参加する「品川コミュニティ・スクールDAY」を各校で開催し、子どもたちの声を反映する取組を行っていますが、より多くの子どもや若者が「意義ある参画」ができる場を増やすことが大切です。

投票率が高い傾向にある山形県では、行政の具体的な施策を議論する県の全ての審議会などに39歳以下の若者委員を1名以上登用することを目標としており、2019年7月時点においては投票率100%を達

成しています。

愛知県名古屋市中では、「審議会の設置及び運営に関する指針」の中で、2016年から可能な限りおおむね39歳以下の若者の登用に努めると定め、若者の参画を進めています。

こども家庭庁は、本年4月に、こども大綱に、国の各審議会等に「こどもや若者を一定割合以上登用する」ことや「こども・若者委員割合を『見える化』する」とあることなどを踏まえ、審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査を行い、参画を推進しています。

そこで、品川区においても、各会議や審議会での若者枠を設けて、子ども・若者の意義ある参画を促し、積極的に子どもや若者の意見を区政に反映する場を拡充してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、平和施策についてお尋ねいたします。

「音楽は人類普遍の言語である」とは、品川区が姉妹都市協定を結ぶアメリカ・メイン州ポートランド市出身の詩人、ヘンリー・ワーズワース・ロングフェローの言葉です。

ノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会の代表も来賓出席され、核兵器なき世界の実現に向けた誓いの場ともなった「未来アクションフェス」の会場を沸かせた演目の1つが、ピアニストのジェイコブ・コーラーによる被爆ピアノから奏でられた平和の音色でした。

被爆ピアノとは、1945年8月6日の8時15分、広島に投下された原子爆弾によって爆風、熱線、放射能等の被害を受けたピアノです。

広島で被爆2世として生まれたピアノ調律師の矢川光則さんによって、2001年より被爆ピアノ平和コンサートとして北海道から沖縄で開催され、アメリカやノルウェーのオスロ市ではノーベル平和コンサートとして演奏されるなど、世界中に平和と地球を大切にすることを伝えています。

品川区は、今年度、非核平和都市品川宣言40周年に当たり様々な事業を実施されていますが、明年は、戦後・被爆80年の年でもあり、これまで以上に平和の尊さを伝えていく大切な年になります。

私は、日常の中で平和の尊さを感じられるように、平和の種子の配布や、平和のモニュメントの増設、平和を冠した公園の設置のほか、平和事業の一環としてストリートピアノの設置などを繰り返し求めてきました。

そこで、音楽を通して、平和の音色を品川区からも幾重にも広げるために、被爆ピアノ平和コンサートを開催してはいかがでしょうか。

また、大井町駅や西大井駅、五反田文化センターの「しながわ平和の花壇」の再整備や、これまで求めてきた平和のモニュメントの増設や平和を冠した公園の設置のほか、平和事業の一環としてのストリートピアノの設置の検討状況についても併せてご所見をお聞かせください。

以上、各理事者の積極的なご答弁を期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 つる伸一郎議員の一般質問にお答えします。

私からは、全世代型社会保障の理解促進、ウェルビーイングな社会とベーシックサービスについてお答えします。

私は、区長に就任して以来、子どもは未来を支える宝であり、社会全体で子育てを支えていくことが重要であるとして、子どもを産み育てやすい環境整備を推し進めてまいりました。

令和6年度の「ウェルビーイング予算」においては、「社会全体で子どもと子育てを支える」ことを

重点政策の1つに掲げ、施政方針などを通じて区民ならびに議会の皆様に区が取り組んでいる先進的な子育て支援策の重要性をお伝えしてきたところです。

子育て支援、とりわけ子育て・教育にかかる経済的負担の軽減を進めることは、子育て世帯の可処分所得の増加や地域のにぎわいの創出につながり、ひいては地域経済の活性化・税収増という形で還元され、結果として区の各施策をさらに充実するための財源の確保にも寄与します。「社会全体で」とお話ししたのは、子育て支援策は、子どもを持つ、または持ちたいと考える世代への支援にとどまらず、社会保障制度によって支えられる高齢者など全ての世代を支援することにつながるものであることを念頭に置いたものであります。こうした区の施策の考え方について、今後も私自らが先頭に立ち、様々な機会を捉えて積極的に発信をまいります。

「子どもも、現役世代も、高齢者も、障害者も、選択を阻まれることなく、誰もが生きがいを感じ、自分の望むように生き、幸せを感じることができる社会」、これこそが区が目指す「ウェルビーイングな社会」「幸福度の高い社会」と考えております。

ベーシックサービスは、本来、国において保障されるべきものではありませんが、一方で、基礎自治体として人々が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスを所得制限なく全ての人に提供していくことは、「区民の幸福（しあわせ）」、ウェルビーイングな社会を実現する上で重要なものと考えております。

こうした考えの下、ご提案をいただきました子どもの朝の居場所づくりや朝食支援などについてもチャレンジをしていきたいと考えております。

また、何をベーシックサービスに位置づけるかについては、国の動向も踏まえつつ、区議会での議論とともに、区民や専門家のご意見もお聴きしながらしっかりと検討してまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

**○久保田企画経営部長** 私からは、全世代型社会保障の質問のうちの財源確保とこども・若者政策についてお答えします。

初めに、財源確保についてお答えします。

ソーシャル・インパクト・ボンドなどの民間資金の活用は、予算において委託経費を固定化することなく、社会課題の解決が期待できる手法だと認識しています。一方で、成果指標の設定やプロセスにおける客観的な評価の確保などに課題があると考えており、国や他自治体の動向を調査してまいります。

財源の確保策としましては、まずは事務事業評価によるスクラップの推進や、国や東京都の補助金の活用などを通じて、歳入の確保と歳出の精査を精査に努めてまいります。さらには、現役世代に対するサービスの質の確保と世代間の負担の平準化を図るため、起債による資金調達を行うなどして、区民の幸福（しあわせ）の実現に資する施策を実施してまいります。

事業執行に必要な経費の重要性を区民に説明し、理解していただくことは大切な視点であり、引き続き様々な機会や広報媒体を活用して、理解促進に取り組んでまいります。

次に、子ども・若者施策についてお答えします。

子どもや若者が区政に参画することは、区政運営に重要なことと認識しています。

そのため、区は、子どもとともに創るウェルビーイングシティしながわを実現するための施策の1つでもあります。こども会議をみんなと区長のタウンミーティングとして2回開催いたしました。区長が直接小学生や中高生から意見を聴き、予算編成において施策に反映するよう検討を進めています。今後も子どもたちの斬新で柔軟な発想をまちづくりに生かしていきたいと考えています。

また、今後は、子どもや若者の意見やアイデアと一緒に磨き、政策立案、提言へと進化させていくことなども必要と考えています。引き続き若者団体の活動費用への助成を行うとともに、子どもや若者の区政への参画を促進するための取組について検討してまいります。

次に、各会議・審議会の若者枠についてお答えします。

令和5年に閣議決定された「こども大綱」において、国の各審議会等にこども・若者委員を登用するよう取り組むことが示されているところです。区においても、品川区政策評価委員会への大学生枠の設置、しながわSDGs共創推進プラットフォーム専門部会（環境）への高校生や大学生の参画など、子ども・若者の区政への参画を進めています。

今後も子ども若者が主体的に参加し、意見を述べることができる仕組みを構築するなど、形式的ではなく実質的な「意義ある参画」を実現するため、新たな会議体の設置を含め、積極的に検討を進めてまいります。

こうした取組をはじめ、国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」なども参考にしながら、年齢や発達の段階に応じて、子ども・若者が委員として区政に参画する場の拡充について検討を進めてまいります。

〔柏原区長室長登壇〕

○柏原区長室長 私からは、平和施策についてお答えをいたします。

今年度は非核平和都市品川宣言の制定から40周年に当たり、恒久的平和確立の精神をより多くの区民の方に伝えていくことについて重要な機会であり、区の使命であると考えております。具体的には、記念式典の開催や商店街などにおいて非核平和に関するパネルや動画の展示を行い、戦争の悲惨さや平和の大切さについてさらに周知・啓発をしてまいります。

こうした取組を区民の方へお伝えしていく中で、ご提案の被爆ピアノを活用したコンサートも含め、様々な機会を検討してまいります。

新たなモニュメントにつきましては、直ちに設置することは課題もございますが、より一層平和への願いについて区民の皆様伝えていけるような手法を検討してまいります。また、平和の花壇の再整備についても順次検討するほか、公園の新設や改修の際には、どのような公園にするか、いただいたご意見も踏まえて検討してまいります。

ストリートピアノにつきましては、近隣への影響や設置、環境および維持管理や利用マナーへの対応、平和との関連と意義を区民の方にお伝えすることなどの課題を十分に考慮した上、その可能性について引き続き研究を重ねてまいります。

○あくつ副議長 以上でつる伸一郎議員の質問を終わります。

次に、松本ときひろ議員。

〔松本ときひろ議員登壇〕

○松本ときひろ議員 品川区議会日本維新の会、松本ときひろ、通告に基づき一般質問を行います。

まず、行財政改革と公民連携について伺います。

先日、衆議院議員選挙が行われ、与党過半数割れという結果に終わりました。大きな変化のあった選挙でしたが、政策論争として見ると残念な点があります。それは、我が国最大の課題と言っても過言ではない、避け難い急激な人口減少に対して、人口増加、高度経済成長期につくられた古い仕組みをどうしていくのかという議論が不足していた点です。我が国では、いずれこれまで当たり前だった公共サービスが当たり前ではなくなる、維持できなくなります。「国土の均衡ある発展」に固執すれば、「国土



の均衡ある衰退」を招く時代に入っています。もちろん直近の物価高騰対策も極めて重要です。ですが、それにとどまらず、長期的に見て国家存亡の危機との認識の下、縮小しつつ選択と集中、そして改革に活路を見いだすのか、あるいは子どもたち、孫たちの時代に負担を先送りするのか、国民の選択が問われるべき選挙だったはずで。

幸い、品川区は税収が増え、人口も増えています。単年度で見れば財政収支は健全。しかし、いずれ品川区も人口が減り、また高齢化が進みます。社会保障関係費が区の財政を圧迫する時代が来ます。

政府は、異次元の少子化対策と言いながら、地方の人口流出対策にも少子化対策予算を割り振っており、自治体間の人口獲得競争と国家の少子化対策の違いさえ区別しないありさまです。さらには、少子化対策として有効性が疑わしい事業で予算獲得競争に勤しむお粗末さでもあります。絶望的とさえ状況は言えるのではないかと考えております。国に期待できない以上、区民を守るため、品川区として長期的な視点に立った財政運営が必要です。

そこで、まず、社会保障関係費が増大していく中、長期的な区の財政の見通しをどのように試算、想定しているのか伺います。

また、社会保障関係費が増大する現状を放置すれば、いずれ区の財政は緊迫すると思いますが、それに対してどのような対策を考え、また講じる方針か伺います。

今回の衆院選について、医療経済学を専門とする高久玲音一橋大学教授は、日経新聞の記事で「野党が財源の根拠のない数多くの政策を訴えた選挙だった」と述べられ、「学力の経済学」で有名な中室牧子慶應義塾大学教授は、旧ツイッターで「日本の行政はスクラップ・アンド・ビルドの『スクラップ』が極端に苦手だ（多分、政治も同じで、今回の総裁選や衆院選で『スクラップ』について触れた人はほとんどいなかった）」と述べられています。私自身、野党所属の議員であるものの、両教授のこの見解、全く同感でございます。

一方、品川区の場合は、事務事業評価による行財政改革で財源を生み出しており、大いに評価するものでありますが、他方、生み出された財源は、その多くが区民ニーズを踏まえた新規の事業に充てられています。これは経常的経費の組替えの側面があるかと思えます。そうであるならば、長期的に見れば財政の硬直化につながりかねません。

そこで、改めて区の行財政改革に対する意気込みを伺います。

区は、給食費、学用品費の無償化など先進的な取組を行い、他自治体からも注目を集めていますが、区議会、あるいは区民の声としては、さらなる各種無償化、支援拡大の要望が様々な機会になされるところでもあります。限られた財源の中で何を選択すべきかは常に困難な決断であり、森澤区長をはじめ理事者の皆様のご苦勞は計り知れないものと存じます。

私自身、過去、区民保養所の廃止、特別職の報酬削減、委託費用の削減、長寿祝い事業の見直しなどスクラップ型の提案もしてまいりましたが、やはり新規事業、支援拡大の要望が多かったのも事実であり、反省するところでございます。

そこで、本日は、恐らく理解を得るのが容易ではない、あるいは「切り捨て」とのご批判を受け得る分野をあえて取り上げてみたいと思います。行政、あるいは政治的に切り込みにくい分野としては、商店街支援、町会・自治会支援、高齢者地域支援が挙げられるのではないかと思います。総論としてこれらが重要であることは私も認識しておりますが、一方で、利害関係者が多く、また政治的な影響力も大きいことから、有効性や効率性などからは問題があるにもかかわらず廃止できないという事態を招きやすい分野だと思えます。

しかし、少子高齢化、社会保障関係費の増大が確実な趨勢の中では、これらの見直しにも果敢に取り組む必要があると考えます。また、余力があるならば、現役世帯の負担こそ下げるべきです。

そこで、商店街支援、町会・自治会支援、高齢者地域支援に対するスクラップ・アイド・ビルドの「スクラップ」、すなわち事業の廃止・見直しについて区の見解を伺います。

より具体的に、本日は高齢者向けの事業について取り上げたいと思います。例えば高齢者クラブ。60歳以上の区民が結成した自主的なグループで、趣味の活動や地域に役立つ活動をすることで、高齢期を豊かに明るく生活することを目指すとされています。この高齢者クラブに、1クラブ当たり年10万円、会員が1人増えると1,200円、ボランティア・友愛活動を半年ごとに1回ずつでも行えばさらに6万円が助成されます。

ここで重要なのが公平性です。今、物価が上がっているのに所得が上がらずに余暇にほとんどお金を使えない現役世代は少なくありません。日々の生活で息絶え絶えな現役世代が節約して、グループをつくって、お花見をしたり、バス旅行をしたり、娯楽を計画したときに、行政から助成金が得られるということはあるでしょうか。区は、ゆうゆうプラザなど高齢者の方々が交流できる施設を造っています。そして、高齢者の中には資産をたくさんお持ちの方もいらっしゃいます。それにもかかわらず、高齢者がつくったクラブに一律に支援をする必要性がどこまであるのか、そろそろ検討すべきと考えます。健康のためということであれば、健康にフォーカスした施策をやればよいのではないのでしょうか。

そこで、少子高齢化が進む中で社会保障関係費の増大が区の課題であるとの前提の下、ボランティア活動に関わるものを除く高齢者クラブへの助成金の見直しを提起いたしますが、区の見解を伺います。

もう1点、私は所属政党で政党学生部を担当していたのですが、先日、学生たちが参加するイベントに品川区の決算書の高齢者向け事業の抜粋を持っていきました。それを見た彼らは驚いていました。「マッサージサービスって何ですか」「え、マージャンに予算がつくんですか」。また、介護職の友人からこのような話を聞くことがあります。「タワーマンションに住む資産家の高齢者から、『自分たちは区からただでマッサージが受けられる』と自慢げに言われた。一体自分たちは何のために税金を払っているのか」と。私にはやはりここにも公平性の問題があるように思われるのです。高齢者、若者という属性ではなく、現実苦しんでいる人に支援を行っていく、高齢者であっても余裕のある方にはご自身の負担をお願いする、これが少子高齢化時代の全世代型社会保障ではないのでしょうか。

そこで、マッサージ経費をはじめとした、一定の年齢に達することを要件とする高齢者向け社会参加促進、地域活動支援事業などについて所得制限を設けるべきではないかと考えますが、区の見解を伺います。

なお、このような見解を申し上げますと、子どもに関する所得制限のない各種無償化はどうかというご意見もあるかと思えます。ですが、この点は、私は、子どもについては、たとえ親が裕福でも子どもに投資するとは限らず、親を選べない以上、自己責任には帰することができないというふうに考え、正当化できるものと考えております。

さて、行財政改革の手法は事業廃止だけではありません。既存事業を質を維持したままいかに効率化するかも課題であり、行政のDX化もこの流れに沿うものでしょう。そして、効率化という観点からも重要なのが、これまでも取り上げてきたPPP/PFI手法の活用です。

区は、今年改定した公共事業等総合計画において、PPP/PFI手法導入の優先的検討規程を定めました。そして、現在、東品川海上公園においてPark-PFI導入の検討を行っております。PPP/PFI手法導入の目的はコストカットに限られませんが、やはりこの点も重要です。先ほど取り上

げた高齢者支援策などは、数は多いものの、予算規模としては公共施設整備に比べれば大きくありません。公共施設整備のコストカットができれば、大きな財源確保につながります。

そこで、東品川海上公園におけるP a r k－P F I導入検討以外の区有施設整備におけるP P P／P F I手法活用の検討状況を伺います。

当区の新庁舎整備において採用されているコンストラクション・マネジメント方式も、広義では公民連携手法に分類されています。国土交通省によれば、コンストラクション・マネジメント方式は、コンストラクションマネジャーが技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、各段階においてマネジメント業務を行う方式とされています。

新庁舎整備において採用されているこのコンストラクション・マネジメント方式の導入の効果について、区の評価を伺います。

政府のP P P／P F I推進アクションプラン（令和6年改定版）では、広域型P P P／P F I形成促進が明記されました。複数の自治体が連携して共同発注することで効率的な施設整備を行うという手法です。自治体の枠組みにとらわれることなく、限られた財源を用いて、いかに質を保ちつつ効率的に住民のための行政運営を行うかが重要ですので、政府のこうした方針は当区においても進めるべきと考えます。

そこで、自治体連携、広域型のP P P／P F I促進、すなわち他の特別区と連携したP P P／P F I手法の推進について、区の見解を伺います。

今回のアクションプランでは、自治体間連携の枠組みが強調されていますが、単一自治体の中でもバンドリング、すなわち複数の施設の整備を一括して発注するという手法は、これまでも他自治体で行われてきました。学校施設や公営住宅のように老朽化した施設が大量に更新時期を迎えることが見込まれる分野において、複数を一括して発注する、それによってスケールメリットによるコスト削減や事業効率の向上を目指すという手法です。当区でも学校施設整備や区営住宅整備は引き続き必要です。

そこで、老朽化した複数の学校施設や区営住宅を一括してP P P／P F Iで整備する手法について、区の見解を伺います。

以上、行財政改革と公民連携について取り上げましたが、このままでは子どもたち、孫たちの世代に大きなツケが残ります。今、私たちの世代が覚悟を持って、たとえ批判を浴びようとも決断しなければ、国家も品川区も存亡の危機であります。このことを改めて強調して、次の質問に移ります。

次に、防火水槽を中心とした防災整備について伺います。

先日の決算特別委員会総括質疑で防火水槽について質疑いたしました。改めてですが、能登半島地震では、断水で消火栓が使用不能になった事例が相次いだことから、防火水槽が注目されています。総括質疑では、この防火水槽の整備は、一義的には東京消防庁の役割であるものの、区としても責任を負うとの答弁がありました。総括質疑では、消火栓が使えなくなったときに地域の消防水利が足りなくなるのではないかと質問したところで時間切れになってしまいました。そこで、本日はここから始めたいと思います。

総務省消防庁の「消防水利の基準」では、「各住宅と消防水利の距離」が定められていますが、この基準を消火栓が使えなくなった場合を念頭に「各住宅と消火栓を除く消防水利の距離」として当てはめた場合、基準を満たさない地域が出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

仮に基準を満たしていたとしても、そもそも基準自体がおかしかったり、実態が備わっていなかったりということがあり得ます。例えば、総括質疑で、区内の防火水槽が耐震性を満たしているのか伺いま

した。答弁を要約すると、消防庁の基準では「消防水利は耐震性を有するものを配置する」とされており、耐震性があるものが基本なので、区に設置されている防火水槽は耐震性があると認識しているという内容だったかと思います。しかし、これは、消防庁の基準に「耐震性を有するもの」と書いてあるから区内にある防火水槽も耐震性があるに違いないと言っているにすぎません。ある種のトートロジーではないかと思います。

そもそも消防庁の「消防水利の基準」に「耐震性」の文言が明記されたのは東日本大震災後の2014年だったはずですが、その後に設置された防火水槽については耐震性に配慮がされていると思いますが、それ以前のものについては不明です。実際には2014年よりも前に設置されている防火水槽がほとんどでしょう。全国の防火水槽の中には戦前に設置されたものもあります。総括質疑で設置から50年を経過した防火水槽が何基あるか伺ったところ、区が管理している約80基のうち、20基が50年を経過しているとのことでした。となれば、区が管理している防火水槽、さらにはそれ以外の区内にある1,700基以上の防火水槽に耐震強度が備わっているか大いに疑問です。

そこで、そもそも防火水槽に耐震基準はあるのか、また、各防火水槽に実際に耐震強度が備わっているのか、実態調査は行われているのか伺います。

決算特別委員会では、地域住民が防火水槽の場所を把握できていないという問題も取り上げました。東京消防庁のホームページには、防火水槽の場所が載っています。しかし、ここには区が設置した小型の水槽は設置されておりません。情報の整備、そして区民への情報提供の点で課題があると考えます。

そこで、東京消防庁と連携して防火水槽に関する情報整備を行い、防災訓練などの機会を捉えて地域の防火水槽の場所の周知を行うことで、地域の住民が地元の防火水槽の場所を把握できるようにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

防火水槽の整備には、民間にも協力してもらわなければなりません。しかし、総括質疑で取り上げた小山八幡神社のように、これまで防火水槽が設置されていたのに開発で撤去されてしまう、そうした事態が続発すると十分な防火水槽の整備ができません。

現在の品川区地域初期消火対策施設整備要綱上、延べ面積3,000平米以上の建設事業でない限り、防火水槽の設置は不要です。小山八幡神社のマンション開発は延べ面積3,000平米未満なので、既存防火設備を撤去しても、新たな防火水槽を設置する必要はないという結論でした。しかし、延べ面積3,000平米というのはかなり緩い基準です。例えば清水台小学校が3,296平米。小学校規模にならないと防火水槽の設置は不要ということになります。防火水槽の必要性に鑑みれば、この基準を変える必要があるのではないかと思います。

例えば、防火水槽設置が必要な建設事業を延べ面積2,000平米以上とするよう品川区地域初期消火対策施設整備要綱を改正してはどうかと思いますが、見解を伺います。それが難しいということでしたら、例えば延べ面積1,500平米以上3,000平米未満の建設事業の場合は区と防火水槽設置の協議をするといった、よりソフトな規定を定めてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

地域の方々のお話を伺うと、東京消防庁の計画や区の地域防災計画上は、形式的には対策が取られているように見えても、発災時に起こり得る事態を想定すると、実際には課題があると思える点が少なくありません。いつ首都直下型地震が起こるか分からない東京。引き続き機会を捉えて区民の安全を守る観点から問題提起を行ってまいりたいと思います。

最後に、品川区のみどりと安全について伺ってまいります。

先日、小山台高校の沿道の桜の木が数本伐採されていました。事前に立て看板が設置され、そこには

「樹木診断の結果、腐食・腐朽空洞率が高く、危険判定樹木と診断された」との記載がありました。樹木の外観からは腐食・腐朽状態がなかなか分かりづらく驚いたのですが、倒木による事故は全国で発生しており、区民の安全を守るという観点から、定期的な樹木診断が重要と改めて認識した次第です。高齢化による倒木危険のある樹木対策は各自治体共通の課題です。

そこで、当区の街路樹の樹木診断の現状、維持管理計画および倒木の危険のある街路樹の有無について伺います。

また、専門職の不足など当区の街路樹の維持管理の課題およびその対策を伺います。

安全対策が求められる一方、街路樹には様々な効用もあります。区民が新緑、開花をめでるというのも重要なウェルビーイングと言えるでしょう。こうした中で、街路樹の伐採は、事前に丁寧な説明がなされなければ区民の混乱を招くことにもなりかねません。先ほど申し上げた小山台高校沿道の桜の木については、事前に立て看板が設置され、「同種科の樹木を植樹する予定」と記載されておりましたので、周辺の区民としても安心することができました。

一方で、他の街路樹について、区民の方から「知らない間に街路樹が切られた」「伐採した後どうなるか分からず不安」という声を伺うこともあります。

街路樹伐採時には地域住民の理解が重要と考えますが、この点について、区の実行、周知方法について伺います。

区が管理する樹木は街路樹に限りません。公園にも樹木はありますし、その他区有施設にも樹木が植えられていることが少なくありません。先ほどコンストラクション・マネジメント方式について取り上げましたが、自治体が管理する樹木について、コンストラクション・マネジメント方式を導入して維持管理してはどうかという提案が国土交通省の「民間提案型官民連携モデリング事業」において民間事業者から提案されています。この提案、興味深いものだと思うのですが、区が管理する樹木について、包括的にコンストラクション・マネジメント方式を導入して維持管理するという方法について、区の見解を伺います。

さて、ここまでは区が所有する樹木についてでしたが、区の緑化には民間の樹木も重要です。中でも保存樹木は、品川区みどりの条例に基づき指定され、剪定などには区の助成も行われています。特に古くからある樹木は、所有者のみならず、地域から愛されている場合もあります。こうした保存樹木について、昨年、小山八幡神社のマンション建設で樹齢100年を超える樹木が伐採されることになり、地域住民が署名を集めて見直しを求めたという報道がありました。

最終的には建設工事が始まったわけですが、地域の方々からは、保存樹木なのに守ることはできないのかという相談を受けました。条例上、長年地域住民から愛され、かつ区から助成を受けてきた保存樹木であっても、所有者からの申出があれば指定は解除されてしまいます。

そこで、一定の樹齢を超えた保存樹木については、保存樹木の指定解除ないし伐採の際に地域住民と協議を行うことを規定する品川区みどりの条例の改正を提案いたしますが、区の見解を伺います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 松本ときひろ議員の一般質問にお答えします。

私からは、長期的な財政見通し等についてお答えします。

初めに、長期的な財政見通しについてです。

年金、医療、介護、子ども・子育ての社会保障4経費については、令和5年度決算では約899億円、

対前年2.9%の増となっております。高齢化の急速な進展等を考えますと、今後も社会保障経費は上昇傾向が続くものと考えております。

このような状況において、区は、令和5年度より全ての事業を対象に事務事業評価を行い、事業の必要性・有効性などの観点から、事業の大胆な見直し・改善を図るとともに、効果が低い事業のスクラップを推進してきました。

あわせて、国や東京都の補助金の積極活用や、世代間の負担の平準化を図るため起債による資金調達を行うなど、歳入の確保と歳出の精査を徹底し、引き続き健全財政の維持に努めてまいります。

また、スクラップにより生まれた財源は、子育て世代の負担軽減と新時代を担う子どもたちへの投資として、社会全体で子どもと子育てを支える施策をはじめ、高齢者や障害者の地域生活を支える施策などに重点的に配分してきました。

社会の変化のスピードも速く、大きな時代の転換期にある現在、行政の仕組みを時代に合わせて変えていく必要があり、従来の考えや取組にとらわれることなく、積極果敢に行財政改革を推し進めていかなければなりません。そのため、事務事業評価はもとより、DX推進による行政機能の革新、ワークスタイル・イノベーションによる職員の意識と働き方の改革などを進めることで、弾力的な行財政運営に努めるとともに、行政の在り方そのものの変革にも取り組まなければならないと考えています。

「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」の実現に向けて、希望の持てる社会を区民の皆様と共につくってまいります。

〔久保田企画経営部長登壇〕

**○久保田企画経営部長** 私からは、行財政改革と公民連携の質問のうち、事業の廃止・見直しとPPP/PFI手法の活用等についてお答えします。

これまで区は、政策分野にかかわらず、スクラップ・アイド・ビルドを基本に事業の見直しを進めてきました。

商店街、町会・自治会に対する支援については、令和6年度の政策評価において、学識者、地域団体の代表、公募区民から成る政策評価委員会でご議論をいただきました。

委員会では、支援事業の見直しだけでなく、商店街や町会・自治会の活動がより活性化するための建設的な意見も出されておりますので、今後の予算編成に反映させてまいります。

また、各所管課においても、地域の第一線で活躍している方々の生の声を多数いただいておりますので、こうした意見や提案を踏まえまして、各事業の効果検証を進めながら、効果的な事業展開に向けて、引き続き事業手法の改善に取り組んでまいります。

次に、高齢者クラブや高齢者向けマッサージなどの各事業は、高齢者の外出や地域における交流の機会と捉えております。さらに、副次的な効果として社会保障費の抑制につながることも期待しております。

また、マッサージサービスは、品川区視覚障害者福祉協会の有資格者により提供されており、障害者の雇用機会確保の側面も持ち合わせております。

高齢者の社会参加支援事業については、今後も限られた財源の中で創意工夫を加えながら、より効果的で効率的な事業となるよう努めてまいります。

次に、PPP/PFI手法活用の検討状況についてお答えします。

区は、令和6年4月に改定した公共施設等総合計画において、民間活力の一層の活用を図るため、PPP/PFI手法導入優先的検討規程を定めました。施設整備に当たっては、民間のアイデアやノウハウ

ウ、資金などを有効活用することが重要であります。現在、整備基本計画の策定を進めています旧荏原第四中学校の跡地活用では、PPP/PFI手法も含めて、整備・運営手法を幅広く検討しているところ です。

次に、新庁舎整備におけるコンストラクション・マネジメント方式の導入効果についてですが、この間の設計業務では、平面計画などの検討に加え、利用のしやすさに配慮したアクセシビリティ検討や都市計画に係る諸手続など、難易度の高い多岐にわたる業務を同時に進めてきたところです。民間事業者が持つ豊富な技術力により区を支援し、業務が滞りなく進捗していることは、大きな効果であると捉えています。

最後に、分野横断型・広域型PPP/PFI手法の推進についてですが、PPP/PFI手法も多様化が進んでおり、いずれも歳出の効率化、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等につながるものと認識しております。各手法のメリットや課題、対応策などが整理された手引を国が令和6年度に取りまとめ、公表するとしておりますので、引き続き情報収集をしながら調査・研究してまいります。

[滝澤災害対策担当部長登壇]

**○滝澤災害対策担当部長** 私からは、防火水槽を中心とした防災対策についてお答えします。

初めに、消火栓が使えなくなった場合の消防水利についてですが、東京消防庁では、平常時は、住宅などの防火対象物から消防水利に至る距離という「線的」な整備基準を定めている一方、震災時は、消火栓が使用できない場合を想定し、「面的」な整備基準を定めています。震災時は、同時多発火災と大規模市街地火災に対応するため、それぞれ面積で区画の基準を定め、延焼危険度や巨大水利の有無などに応じて必要な水量を確保しております。東京消防庁によると、これらの整備基準に基づき、区内においても必要な消防水利を確保しております。

次に、防火水槽の耐震基準についてですが、総務省の「消防水利の基準」、東京消防庁の「都市計画法に基づく消防水利に関する同意等の取扱基準」および「品川区地域初期消火対策施設整備要領」において耐震基準を定めております。各防火水槽の耐震強度の実態調査については、防火水槽の水が減少していないかを確認する「減水調査」を毎年度実施する中で、防火水槽の劣化状況について確認をしております。

次に、防火水槽の場所の周知についてですが、東京消防庁が管理している防火水槽の場所は、東京消防庁の公式アプリで確認することができます。一方、区で管理している防火水槽の場所については、今後、情報の整理を行い、分かりやすく区ホームページなどで周知できるよう検討してまいります。

次に、品川区地域初期消火対策施設整備要綱の改正および新たな防火水槽設置に係る規定の策定についてですが、3,000平方メートルという基準は、東京消防庁の「都市計画法に基づく消防水利に関する同意等の取扱基準」において定められております。東京消防庁においては、平常時および震災時の水利整備基準などに基づいて防火水槽の整備が計画的に行われていることから、区として要綱改正や新たな規定を策定する考えはございません。しかしながら、防火水槽の設置につきましては、地域防災力の向上にもつながりますので、引き続き地域の皆様の声を伺いながら、東京消防庁と連携し、区として必要な対応を取ってまいります。

[溝口防災まちづくり部長登壇]

**○溝口防災まちづくり部長** 私からは、品川区のみどり安全についてお答えいたします。

初めに、樹木診断等についてですが、品川区が管理する街路樹は3,880本ございます。これまでも定期的な診断と不健全樹木の伐採・植え替えを行ってまいりました。令和4年度には、樹木管理データベ

ースを作成し、樹種や診断結果等を一元管理するとともに、令和6年度からは、幹回り60センチ以上の街路樹2,365本を10年間で樹木医による診断を行う計画としております。なお、現時点で倒木の危険のある街路樹はございませんが、26本で内部の腐朽が一部見られることから、今後、精密な診断を行い、適正に対応していく予定です。

次に、維持管理における課題と対策ですが、ご指摘のように、樹木管理の専門知識を持った職員の育成が課題です。区では、年1回、職員を対象にした「樹木点検員養成研修」を実施し、樹木の基礎知識や管理方法の習得を進めています。引き続き職員の育成に努めてまいります。

次に、伐採時の地域住民の理解についてですが、街路樹を伐採する際は、おおむね2週間前に対象樹木へ張り紙をし、伐採する旨を周知しております。一方で、桜のように地域の方々が深い愛着をお持ちの場合は、地域の皆様からの声も踏まえ、おおむね伐採の4週間前から周知を行っております。さらに、植付けに適した時期や土壌改良などのため、植え替えまでに一定期間が必要になることも含めて、町会・自治会への情報提供を行うよう改善してまいります。引き続き地域の方々の思いを大切に受け止めながら適正な管理に努めてまいります。

次に、樹木の包括的な位置管理についてですが、区では、現在、委託を効果的に活用しながら樹木管理を行っております。一方で、街路樹を含む道路全体の包括的民間委託が一部自治体で進められております。これらの取組状況を注視しながら、ご提案の方式も含め、より効率的な管理のやり方について研究してまいります。

次に、保存樹木についてですが、区内に残された貴重な樹木を保護するため、所有者の同意を得た上で保存樹木に指定しております。これらの中には、長年にわたり地域の皆様に愛されてきた樹木も含まれております。保存樹木の指定解除に当たっては、所有者に対して、地域の声を踏まえた対応をお願いするとともに、保存の継続に向けた働きかけを行ってまいります。

**○松本ときひろ議員** ご答弁ありがとうございます。

防火水槽、あるいはみどりについては、いろいろ前向きなご答弁もありがとうございます。また引き続き別の機会でも取り上げていきたいと思っています。

行財政改革でございます。品川区の場合、この行財政改革はかなりやられている。これは森澤区長になられてかなり積極的にやられているということで、これはもう本当に、さらに積極的に攻めていきましょうというふうな内容でしたので、かなりその上でも前向きなご答弁をいただいたと思っています。

その上で、これは家計に例えるのはあまり適切ではないかもしれませんが、やっぱり今後どうしても収入が減っていく、支出は増えていく、その中のこうした財政シミュレーションをやっていくということが1つ大事になると考えております。これはどうか今後区のほうでもやっていただきたいなというふうに思っているところです。

もう1点、先ほどのマッサージの点でございます。これは事業としての理由はいろいろあると思うんですけど、ただ、やっぱりここに所得制限をかけていってもいいんじゃないか。先ほど例えば雇用の面などありましたけれども、これも所得制限をやった上であんま師の方たちの雇用を保障するというふうなやり方だって十分あり得るはずですから、もう1点この所得制限についてのご見解を伺えればと思います。よろしくをお願いします。

〔久保田企画経営部長登壇〕

**○久保田企画経営部長** 私からは、松本議員の再質問にお答えいたします。

各事業に所得制限をかけてはというご質問でございますけれども、私ども、今、森澤区長の下で所得制



限なしで様々な子育て施策や高齢者施策を展開しているといったところでございます。誰もが生きづらさなく生活していけることを基本に考えているところでございます。所得制限につきましても、事業の内容や様々な過去の背景とかがありますので、そういったことも踏まえながら、今後も行財政改革に努めていかなければならないというふうには考えているところでございますけれども、我々としましては、所得制限なしで誰もが受けられるといったことを基本に今は施策を進めていきたいと考えているところでございます。

○あくつ副議長 以上で松本ときひろ議員の質問を終わります。

次に、高橋しんじ議員。

[高橋しんじ議員登壇]

○高橋しんじ議員 通告順に従って質問します。

I、区政運営について。

さきの決算特別委員会に引き続いた質問となりますが、11月6日、文教委員会における配付された資料「議会の議決を欠いた契約に関する調査報告」およびこれに関する項目についてお伺いします。

東京高裁における議会を欠いている地方公共団体の契約に係る判決では、「議会の議決がない間はそもそも地方公共団体の長に契約締結権限はないわけで、議会の議決がないまま行われた契約は、無権限の者が行った行為として無効であると解される」というものです。つまり、品川区では無効な契約が現在まで放置されてきました。区議会および区にとって非常に重要な問題です。本定例会に追認議案が提出されています。

品川区の「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」は、地方自治法第96条および同施行令第121条の規定に基づくものです。

過去の最高裁の判例では、「この趣意は、政令等で定める財産の取得または処分は、地方公共団体にとって重要な経済行為にあたり、その財政に及ぼす影響が大きいものとなる恐れがあるので、執行機関の長の判断のみに委ねるのではなく、住民の代表である議会の議決を得ることで、住民の利益を保護し、住民の代表意思に基づいて適正に行われることを期待するものである」としています。

区条例第3条では、「議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格1件4,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れ」とあります。

ここで言う予定価格とは、国や地方公共団体が予算執行時に設定する上限額という説明があり、予算額そのものです。また、1件の解釈については、地方財務実務提要によれば、「議決の対象となる財産の1件の解釈について、買入れの目的を妨げない限度における単位であって契約を単位とした1件ではない。その目的が同一か（経済的同一性があるか）、同一としての取り扱うことに合理的理由がある等から判断する」との説明があります。

以上の説明を基に以下の項目についてお伺いします。

情報公開請求で、今年度の小学校デジタル指導書等ライセンス調達の契約書を拝見しました。ところが、賃貸借契約書形式を使用しており、契約条項は物品のリース契約そのものであり、仕様書にはライセンスの期限などその他もろもろの必要事項が見当たりません。ただ、その他の（2）では、「本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定すること」とあります。

この契約書は、ライセンス調達契約として適正なのかお伺いします。

2、前述の調査報告書には、「デジタル形式のものについては、ライセンスの購入契約を行っている。これは、電子サービスを利用する権利の取得であるため、有体物でないから、動産にはあたらない」と

の見解であります。教師用デジタル教科書と指導書は、手に触っても感じ取れないことから、もちろん無体物であります。

ライセンス期限が契約上不明であります。この知的財産を一定期間使用するわけでありますから、この期間は区の使用が許諾されているわけです。そのため、帰属権はないものの、区の財産に当たるものではないでしょうか。

聞くところによると、紙の指導書とセットとして買うことにより、紙の指導書にライセンスキーがついており、一体となったものとなっております。

今年度の小学校用デジタル指導書ライセンス調達の経費として1億3,000万弱の契約額です。また、教師用教科書・指導書およびデジタルも含めた契約に当たり、都内22区を調べてみたのですが、8区が区議会の議決に付しており、もちろん8区とも紙とデジタルの合算金額で付していることが確認されました。

以上の視点から、教師用のデジタル教科書・指導書も区の財産であると思われることから、議会の議決に付すべきものと思いますが、品川区の見解をお伺いします。

3、前述の調査結果の附随資料にある教師用教科書・指導書の財務伝票調査の一覧表についてです。

令和2年度の調査結果について、議決を欠いた契約の契約金額が6,374万6,850円ですが、添付資料では6,302万3,685円であり、異なっています。また、件名が教師用指導書他となっている同一の件名で、相手先が同一の契約で複数あることから、これらの動産は対象になっていないのでしょうか。これは、資料の元年度から6年度まで、契約日が4月上旬の契約を対象としていることで、条例上の1件の考え方から外れています。

また、お分かりのことと思いますが、条例上は予定価格であって契約価格ではないということと矛盾しており、当然議会の議決に付すべきものであり、追認議決の対象とすべきですが、説明をお願いします。

また、令和2年から5年度までの品川区各会計歳入歳出決算書における一般会計歳出、教育費、学校教育費、学校管理費内の教材教具等経費（学務課）教師用教科書・指導書購入の決算額について、これらの資料と表現に矛盾があると思われま。

具体的には、契約書には「他」があり、決算書にはあたかも教師用教科書・指導書のみでの決算額と読み取れます。ご説明をお願いします。

4、今年度、小学校の教科書の改訂で、教師用教科書・指導書において、デジタル化になったことにより、議会の議決に付さないで契約した多くの自治体があり、年度当初から全国で報道やネット上で大きな話題となっていました。

他自治体では、支出の最終チェックセクションで議会の議決漏れに気づいたり、また、監査が気づいて全庁的なチェックが行われたところや、上層部が気づいていたにもかかわらず、追認案件提出を延ばしていたため、懲戒処分を受けた団体もありました。品川区においては、学務課長をはじめ事務局職員の方々、また監査、議選監査の方々、どなたもお気づきにならなかったのでしょうか。お尋ねします。

最後になりますが、今後の対応については、二度とこのようなことが起きないように、調査結果における内容どおり、来年度からぜひ進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## II、教育について。

### 1. 教育委員と教科書採択の関係について。

品川区立学校使用教科用図書採択要綱からは、「採択する検討委員会委員または研究会委員は、教科

書の編集者、執筆者という利害関係者を入れてはならない」と読み取れます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の14条の6で、「教育委員会の教育長及び委員は、（中略）自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」とあります。

ところで、令和5年度、6年度の品川区教育委員会の会議録によると、「品川区立学校使用教科用図書について。本件は、〇〇委員（ここには実名が入ります）は他の業務との関係で審議に参加することができないので、御退室いただきます」とあります。

ここ2年の教育委員会の教科書仮採択、採択の審議に関して、この委員は退席しています。さきの地教法の規定から退席したものと思われます。仮にこの委員がある教科書の編集などに関わっていた場合、さきの会議録のように教科書の執筆者はこの議事に参与できないこととなります。利害関係者が教育委員会の委員として選任された場合でも、法律では議事から退席することが規定されているからです。

「他の業務との関係で審議に参加できない」とはどのような事情でしょうか、「他の業務」ということの具体的な業務内容とともにお尋ねします。

また、この教育委員が編集などに関わった教科書は、令和6年の品川区立学校の教科書として採択されたのでしょうか、伺います。

教科書は、小中学校の教育において非常に重要なものです。各学校における教科書が授業、家庭での学習においても重要な役割を果たしています。

採択する検討委員や研究会員は、教科書の編集者、執筆者という利害関係者が入れないと考えられます。しかし、教育委員会の委員になることは法的には可能です。可能とはいえ、道義的・倫理的に教科書出版社と関連のある人、教科書編集者、執筆者など関係が深い人が教科書を実際に採択する権限のある教育委員となることがよいのでしょうか。

品川区の教育に教科書は重要であると考えれば、退席を求められる現状は教育委員として、教育を担う人間として正しい姿勢なのでしょうか。退席を求められる人物が教育委員として適任なのか、そういうことが本当に公平、公正と言えるのでしょうか。あるいは、退席すればよいと考えるのでしょうか。教育長のご見解を伺います。

ある自治体の議会では、教育委員の選任案件に関する質疑が本会議であり、教科書編集に関わっていたという指摘に対して教育委員会の職務代理者が次のように答弁しています。

「教科書採択は、教育委員会の仕事の中でも大変重要な仕事です。教育長をはじめ、教育委員が教科書の編集とか執筆に関わっていることは、私はあってはならないことと思います。もしそれが選考の前に分かっていたら、それは考えていかななくてはなりません。その前の最初の段階でやはり分かっているのであれば、それは御遠慮いただくことが本来です。教科書採択というのは、非常に大切な教育委員会の仕事ですから、そういうことが大事にされるべきだと私は思います」。

つまり、「教育委員会の選考の前に遠慮していただくべきである」と述べていると思います。公平性、公正性の確保の観点から非常に見識ある答弁です。

そして、この自治体では、この質疑の後、市長は上程した選任同意議案（教科書編集に関わった教育委員の選任）を取り下げる事態となりました。それだけ重要な問題なのです。

このような自治体もある中、品川区としては問題ないと考えているのか、ご見解を伺います。

そして、令和4年3月31日の文科省の通知でも、「教科書採択は、公平性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である」とあります。

品川区の児童・生徒へ大きな影響を与える教科書採択は、公平・公正に行い、疑念を持たれないようにすべきと考えますが、ご見解を伺います。

## 2. 学校事故について。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの2005年度以降の学校事故のデータでは、学校事故で亡くなった子ども1,614人、何らかの障害が残った子ども7,115人で、合わせて8,729人に上ります。特にプールや体育館での事故が多く、死亡事故や障害を伴う事故が頻発しています。

文科省は、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を策定しました。その後、実効性を高めるために、令和6年3月、改訂版を取りまとめました。何よりも生命・安全を最優先とした対応が求められています。

ここでは、事故発生直後の対応のうち、特にエレベーターの活用による緊急搬送に関して伺います。

品川区立学校の全46校のうち、エレベーター設置の学校数と、その中でストレッチャーに対応したエレベーター設置の学校数をお尋ねします。

特にプールが屋上にある場合や体育館が2階以上にある学校でストレッチャーで児童・生徒を緊急搬送するときに、エレベーターを利用できないと命にかかわる事態になりかねません。そのような学校は何校あるでしょうか。

そして、ストレッチャー非対応の学校において、2階以上で急病やけがが発生したときの対応はどのようなになっているのでしょうか。

さらに、現在、改築予定の学校について、この問題についての対応予定をお尋ねします。特に基本設計・実施設計中の学校については、ストレッチャー対応のエレベーター設置に向けた設計変更をするべきだと考えますが、その点についても伺います。

## 3. 区立中学校の生徒による主体的な取組について。

区立浜川中学校では、ジェンダーレスの観点などから、令和7年から標準服を一新することを決定しました。生徒会のメンバーが中心となって主体的に改定を進め、全校生徒、保護者、さらに将来入学する可能性のある近隣小学校の5、6年生も一体となって関わったと伺っています。

標準服の候補選定から決定まで、この取組の特筆すべき点を改めて詳細を伺います。

一連の取組の中で校長先生は、「笑顔で学校生活を送るにはどういう服装がふさわしいのか皆さんで考えてください」と生徒たちに呼びかけました。

次期標準服の決定後、生徒たちは、「未来のことを私たちが決められたことがうれしい」という感想を笑顔で述べていました。この取組を「しながわネットTV」で拝見しました。標準服ファッションショーも行われていました。

浜川中学校の令和6年度の学校経営計画には、「生徒が主体的に活動する機会を大切にし、自律や自治への意識を高める活動を充実させる。生徒の興味・関心や能力に応じた活動に主体的に取り組ませる」とあります。

また、生徒の主体性・意欲向上を目指すための方策が文科省の「生徒指導提要」に述べられています。

教育委員会として、今回の浜川中学校の生徒が示した自主性、参画性を育む主体的で、さらに保護者や地域とも一体となったこのすばらしい取組に対してどのような評価をし、区全体の様々な学校教育の中でどのように展開していくか伺います。

## Ⅲ、防災について。

消防団について伺います。

消防団は、地域に密着した消防機関で、地域で働く区民などの団員で構成されています。

改めて、消防団とはどのような活動をしているかを伺います。

また、東京消防庁の所管の下、都内消防団と品川区消防団の現況をお尋ねします。区内消防団の女性団員の状況についても伺います。

品川区としても様々な支援を区内消防団に行っています。その支援内容について伺います。

ところで、今年10月12日に大井消防団が宮城県での全国消防操法大会に出場しました。

この操法大会とはどのような大会でしょうか。

また、消防団の活動との関連についても伺います。

そして、全国大会への出場はとても高いハードルがあり、今回の全国大会出場は本当に特筆すべき活躍と伺っています。

出場に至る経緯と全国大会に向けた訓練内容、さらに出場によって得られた成果についても伺います。また、全国大会出場への品川からの具体的な支援内容についてもお聞かせください。

最後に、消防団が直面している現状の課題と、その課題解決に向けて、品川区の協力や支援の取組をお尋ねします。

IV、中小企業支援政策について伺います。

令和2年度から4年度にかけて、コロナ禍で社会経済活動が大幅に制約される中、中小企業の事業継続と資金繰り支援が最優先課題となり、国・自治体による特別の支援措置が幅広く行われてきました。

令和5年5月には分類が5類に移行し、特別の支援措置が段階的に終了していく中で、中小企業を取り巻く経済環境や経済課題にも変化が見られます。

現在、中小企業を取り巻く大きな課題として、物価高騰が続き、政府は、上昇が顕著である電気・ガス代の負担を軽くする補助金を開始し、今年の6月に終了しましたが、使用量が増加する8月から10月にかけて政府の激変緩和措置が再開されました。

来年1月から3月に期間限定で政府の電気・ガス代支援が再度復活するとの報道もありますが、暫定的な支援とされており、その後に支援措置がまた継続されるかどうかは不透明です。

また、令和6年に入り、全国の倒産件数は過去10年で最多のペースで増加していると報告されており、厳しい経済環境の中で区内中小企業の資金繰りと事業継続を支えるための対策が必要です。

区内中小企業が直面している物価高騰や資金繰り対策について、区としてどのような対策を講じていく予定でしょうか。

次に、大きな課題として人手不足があり、日本商工会議所が9月に実施した全国調査では、3年連続で中小企業の60%以上が人手不足を感じています。

品川区では、人手不足に対する区独自の取組として、平成29年よりモンゴル高専との人材交流事業を進めてきましたが、本事業に関する現在の進捗状況と実績を伺います。

また、海外との人材交流事業以外に、区では人手不足対策についてどのような支援を実施しているか併せて伺います。

モンゴルとの交流に関して、今年5月には森澤区長が初めてモンゴルを訪れ、11月1日には品川産業支援交流施設SHIPにおいて「モンゴル高専創立10周年記念フォーラム」が開催され、モンゴルからも3つの高専の校長先生や教職員、品川区をはじめ日本に就職した高専卒業生など多くの方々が参加され、盛大であったと伺っています。

このようにモンゴルとの交流機運が高まっている中、今後のモンゴルとのさらなる連携強化に向けた

展望についても伺います。

最後に、「品川区長期基本計画」や「品川区SDGs未来都市計画」では、中小企業支援の取組の強化について言及されています。物価高騰や人手不足など現在直面する課題に加え、区では中長期的にどのような視点・分野から中小企業支援を充実・強化していくのか、区のお考えを伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 高橋しんじ議員の一般質問にお答えします。

私からは、議会の議決を欠いた契約に関する調査報告についてお答えします。

このたび、議会の議決を欠いた契約が過去に存在したことが調査により判明いたしました。地方自治法等で定める手続を欠いたことにつきまして、区議会ならびに区民の皆様におわびを申し上げます。

決算特別委員会での指摘後、資料が現存する過去の契約について調査確認した結果、平成27年度および令和2年度の教師用教科書、指導書の買入れの契約について、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議会を経ずに購入していたことが判明いたしました。

当該2件の契約については、本定例会に追認の議案を提案させていただいております。

なお、今回の調査において、当該2件の契約以外には、予定価格が基準額以上で議会の議決に付していない契約はないことを確認しております。

このような事態が発生した原因につきましては、まず第1に、管理職職員を含む担当職員の法令についての認識が欠けていたこと、次に、令和2年度の契約については、契約に関する事務を主管課長に委任しており、契約担当課のチェック機能が働かなかったことなどにあると考えております。

本事案を重く受け止め、今後は研修による職員への制度周知、契約事務規則の改正、契約担当課と主管課での対象案件の情報共有、事務処理時の体系的なチェック等、再発防止に向けた取組について、全庁で取り組んでまいります。

その他のご質問については、教育委員会よりお答えをいたします。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、区政運営についてのそれぞれのご質問に初めにお答えいたします。

まず、小学校用デジタル指導書等ライセンス調達についてですが、区と受注者の双方が合意の上で契約し、履行がなされているものであり、適正な契約であると考えております。

次に、デジタル教科書・指導書の取扱いですが、区では、これまでもデジタル版については、使用权の取得との判断から、また、民法上も有体物を「物」と定義し、動産を不動産以外の「物」としていることから、動産には当たらないとして運用しております。条例に定める「議会の議決に付すべき財産の取得」では、「予定価格1件4,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れ」とされていることから、デジタル版はこれに当たらないと整理しております。また、会計上も、紙の教科書・指導書は「一般需用費」、デジタルの教科書・指導書は「使用料及び賃借料」の科目で支出し、区分経理をしております。なお、デジタル教科書・指導書を含めて議決をしている自治体があることは認識しておりますが、各自治体の会計上の整理によるところと考えております。

次に、議会の議決を欠いた契約に関する調査報告における令和2年度の契約額と本定例会に提案しております追認議案の契約額の相違についてですが、令和2年度の契約は、調査報告の教師用指導書のほか、学校図書館に整備する教科書を合わせて契約をしているため、金額が異なっているものです。また、教師用教科書・指導書については、東京都が選定した取次供給所以外からは購入できないため随意契約

としており、単価も決まっているため、予定価格と契約額は同額となっております。なお、決算書の表記につきましては、関係部署と今後調整してまいります。

他の自治体の事案については、報道で承知しておりましたが、本区の令和6年度の教師用教科書・指導書の契約は、議会の議決を必要としない契約額であったことから、過去の契約を確認するには至りませんでした。今後、再発防止に取り組んでまいります。

続けて、教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、教科書採択についてです。

このたびの教科書採択につきましては、教育委員の中に教科書の執筆、編集等に関わっている関係で審議への参加を差し控えた委員がありました。

また、当該委員が執筆等に関わった教科書は採択されておりますが、当該委員の名前は執筆者名として記載されておらず、教育委員会会議において、教科書検討委員会より提出された資料と教科書の見本を基に、当該委員を除いた委員が審議し、公正・公平に採択を行った結果であります。

教科書の採択は教育委員会の職務権限中でも重要事項の1つであります。それ以外の教育施策について議論することも等しく重要です。教育委員の任命に際しては、これまでの経歴等を踏まえ、高い識見を備えており適任者であると区議会本会議にて任命同意をいただいております。問題ないと考えます。

引き続き、教科書採択を含め、適切な教育委員会の運営に努めてまいります。

次に、学校事故についてお答えします。

区立学校におけるストレッチャー対応エレベーターの設置状況ですが、区立学校全46校のうち、エレベーターは23校に設置しており、そのうち、ストレッチャー対応は3校で、プールが屋上にある場合や体育館が地下階や2階以上にあり、かつストレッチャー非対応の学校は31校です。

ストレッチャー非対応の学校において、児童・生徒に急病やけがが発生した際には、教職員が担架に乗せる、背負う、エレベーターがあれば車椅子に乗せるなど、細心の注意を払って搬送するほか、その場で安静にさせ救急隊員の到着を待つなど、症状に応じた適切な措置を選択しております。今後の改築校においては、現在設計中の学校も含め、ストレッチャー対応エレベーターを標準として整備を進め、一層安全で迅速な搬送方法の確保に努めてまいります。

次に、生徒による主体的な取組についてです。

教育委員会といたしましては、改訂された生徒指導提要の趣旨に基づき、児童・生徒が主体となる学校風土の醸成が重要だと考えます。各校では、学校の決まりの見直しなどで、児童・生徒や保護者・地域の意見を聞き、改訂する取組が行われております。

今回の浜川中学校の標準服の改定のプロセスは、自校の生徒だけでなく、保護者や地域、今後本校に入学する連携小学校の児童も参画したことが特筆すべき点であると捉えており、区立学校全体でも生かせるよう好事例として周知してまいります。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

**○滝澤災害対策担当部長** 私からは、消防団についてお答えをいたします。

初めに、消防団の活動についてですが、平常時には地域の防災リーダーとして地域住民への防災指導を、災害時には消防隊などと連携を図りながら災害活動に当たっております。都内消防団と区内消防団の現況についてですが、都内には98消防団・約2万2,000人が、また、品川区内には3消防団・約630人、そのうち女性団員は3割の約190人が所属をしております。また、品川消防団長は都内初の女性消防団長が務めております。消防団への支援内容ですが、団施設の整備や各種装備品の配備などは東京消防庁

が担当しており、区は消防団運営の支援に係る補助金などを行っております。

次に、消防操法大会についてですが、火災を想定し、可搬ポンプからホースを延長し標的を倒す一連の行動を競う大会で、消防団活動の基本である規律や消防用機械器具の取扱いなどを習得する機会になっております。全国消防操法大会出場に至る経緯ですが、区内各消防団は4年に一度東京都消防操法大会に出場する機会があり、優勝した場合には全国大会へ出場することがあります。大井消防団は、昨年度大会で優勝し、10月に全国大会に出場しました。全国大会へ出場した団員は、大会8か月前から週3回、大会3か月前からは週5回の訓練を行いました。全国レベルの高い技術を認識し、訓練を積み重ねた結果、全国大会では優勝チームを上回るタイムを記録して敢闘賞を受賞しました。全国大会に向けた区からの支援ですが、個人装備品や夜間のための照明などの購入を支援いたしました。

次に、消防団が直面する現状の課題ですが、訓練場所の確保や消防団員数の確保であると認識しております。訓練適地に関する情報収集に努めるとともに、様々な機会を捉えた消防団広報を行い、入団の促進に努めてまいります。

〔川島地域振興部長登壇〕

**○川島地域振興部長** 私からは、中小企業支援についてお答えします。

まず、物価高騰対策として、区では、電気・ガス代の削減と省エネ効果が期待される設備更新、あるいは、業務改善や生産性向上に資する設備を対象とする助成金を創設し、全業種を対象として今年25日から受付を開始します。また、中小企業の事業継続を支援するため、当初3年間を無利子とし、信用保証料を全額補助する物価高騰等総合支援資金を令和7年3月末まで延長し、運転資金など、全業種を対象とした資金繰り支援を継続してまいります。

次に、モンゴル高専との交流事業の進捗状況についてです。区では、平成29年度からモンゴル3高専との交流事業を開始し、これまでに計20名の高専卒業生が区内製造業に就職し、今年度は新たに9名が就職予定となっています。また、就職前のインターンシップでは、新たに交流対象とした情報通信業の5名も含め、今年度は17名が参加するなど、技術人材の確保を着実に進めているところです。

このほか、人手不足対策として、産業ロボットなどの導入や事務作業の効率化につながるソフトウェア導入支援として、DX・デジタル技術活用の助成事業を実施するとともに、エンジニア確保支援や社内人材の育成を支援する助成金なども設けており、これらを含めて引き続き区内中小企業の人手不足対策を幅広く支援してまいります。

次に、モンゴルとの交流事業の展望については、今年5月のモンゴル訪問において、人材交流事業での一層の連携強化を目的として、モンゴル3高専との間で連携協定を締結いたしました。また、スタートアップ企業や大学などとの交流拡大を見据え、モンゴルの教育・科学省および独立行政法人国際協力機構との間で連携強化に関する覚書を締結したところであり、ビジネス分野からさらに協力関係を深めてまいります。

最後に、今後の中小企業支援については、新製品・新技術の開発助成などを通じた競争力強化支援をはじめ、国内外の展示会への出展や新規事業展開などによる販路拡大支援、さらに、後継者不足に悩む企業について、次世代の経営者への橋渡しを進めるための事業承継支援など、中長期的な視点から新たなチャレンジと成長を促進するための取組を拡大し、地域の産業活力をさらに高めてまいります。

**○高橋しんじ議員** それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問させていただきます。

契約についてですけれども、今回の財務伝票調査の一覧表の中で2つ追認議案で出てきたんですけれ



ども、同一の件名で、相手先が同一の契約が複数あって、それが動産にならないのかということをお尋ねしたんです。条例上の1件の考えから外れていると。私の質問の仕方があまりうまくなかったのかもしれませんが、基本的には、契約価格で議会の議決に付することは、地方自治法96条の趣意に反することになるのではないかと。契約見込額を対象とした場合、故意に契約の本数を増やして議会の議決を免れるというリスクが発生するおそれがあるわけです。今回の財務伝票調査一覧表を例に取れば、令和元年度から6年度まで同じ教師用指導書他という件名で、相手方も一緒に、先ほどの答弁からライセンス契約を除いたとしても、そのほかの動産のトータル額が全ての年度で4,000万円を超えています。元年度は6,000万、3年度1億、4、5、6と5,000万ということです。ということで、質問させていただいた、契約上は予定価格であって契約価格ではないということと矛盾しており、当然議会の議決に付すべきものであり、追認議案の対象とすべきですが、説明をお願いしますと。今回出ている2つではなくて追認議案を出すべきではないかという改めてのお尋ねです。

それから、教科書のほうですけれども、任命同意をしましたので、私も議会の一員としてその責を負っています。批判されても仕方がありません。ただ、改めて調べたのですが、今回、令和6年度に採用されたある会社のある教科のある教科書については、令和2年度も、この委員はその2年度の同じ会社の同じ教科の同じ……

○あくつ副議長 高橋議員、質問をまとめてください。

○高橋しんじ議員 教科書の著者の方であったわけです。ということで、やはりそういうことが任命同意のときに分からなかったということで、そういったことから改めて参考人についてのこと、こちら、議会のこともあります。必要ではないかと思いますが、改めて本当にこういった退席しなければいけない方で公正・公平な教育行政が行われるんでしょうか。すみません。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 区政運営に係る再質問に初めにお答えを申し上げます。議員のご指摘は、同じ教科書について、わざと分割して、意図的に分割して本数を増やして発注したのではないかというご指摘かと思えますけれども、学務課において教師用の指導書および教科書を購入する場合、各学校からの希望調査に基づきまして、おおむね年3回行っております。同時に発注することができない、時期的にずれている教科書もありますので、そういったものについては1つにまとめて発注をかけて契約を行っているものですので、まとめたものが予定価格4,000万円以上を超えているというものについては、調べた結果2件だけであったというようなことですので、そちらについてご理解をいただければと思います。

また、教育委員に関してですけれども、私どもといたしましては、当該委員は、教科書に関して執筆、編集に携わっているということがございますが、教育委員会の会議におきましては、教科書検討委員会より提出された資料と教科書の見本を基に、当該委員を除いたその他の委員により公正・公平に採択を行っているものでございます。教育委員会の教育委員の職務におきましては、これまでの経歴等も踏まえ、その教科書採択以外の内容につきましても深く審議等に関わっていただいております関係から、これまでの経歴等を踏まえ、高い識見を備えており、適任者であると判断しております。

○高橋しんじ議員 ご答弁ありがとうございました。

契約については、区の条例上の1件の考え方がどうだということをお尋ねしていて、私、決して議会の議決を逃れるために分割して契約したとは思っていません。そうではなくて、一緒にして議案として出してというふうにするのがこの1回目、私が最初に質問したときの意図ですので、細かい話になりますので、この件についてはまた別の機会にお尋ねします。

教育委員については、今お話がありましたが、そういった方が見識があるということはもう重々承知しています。ただ、外から、区民の方から見て、そういう形の方、そういう状況の方が教育委員会で、そういう議決に関わらないとしても、いらっしゃるといことが果たして公正・公平なのかということをお尋ねしたので、今ご答弁いただきましたけれども、そういった公正・公平を保つことを今後もしっかりとやっていっていただきたいと思います。

以上です。これは要望で終わります。

○あくつ副議長 以上で高橋しんじ議員の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時45分休憩

○午後0時59分開議

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

休憩中に傍聴人より録画の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

石田ちひろ議員。

[石田ちひろ議員登壇]

○石田ちひろ議員 日本共産党品川区議団を代表して、一般質問を行います。

初めに、女性差別撤廃へ、国連から日本政府へ厳しい勧告、区が制定した条例を生かし、選択的夫婦別姓などジェンダー平等の推進をです。

日本は1985年に女性差別撤廃条約に批准しました。今年10月、国連女性差別撤廃委員会による日本政府審査が8年ぶりに行われました。

今回の審査で最重要項目の1つとなったのが選択的夫婦別姓です。委員からは、「繰り返しの勧告を受けながら、何一つ取り組まれていない」「(姓は)女性のアイデンティティーの問題。日本は言い訳をやめるときだ」と言われる状況でした。

ほかにも、人工妊娠中絶の配偶者同意要件の削除、10代少女への十分な避妊の手段の提供、沖縄の米兵による性的暴力を防止し、加害を適切に処罰する、条約の実効性を高める選択議定書の批准、同性婚を認めるなど勧告され、国連の委員からは「経済が発展した近代国家として驚くべき状況」との発言もありました。

区長はこの勧告をどのように見られたのでしょうか。ジェンダー平等推進条例を持つ区として勧告をどのように生かすべきと考えるか伺います。

今回の総選挙で大争点となった選択的夫婦別姓に反対する自民党は過半数を割り、さらに、国会では議論する法務委員会の委員長は野党です。いよいよ実現への可能性が大きくなっています。今こそ声を上げ、実現への後押しをするときです。ジェンダー平等推進条例を制定した区として、選択的夫婦別姓制度の導入を国に求めるべきです。いかがでしょうか。

リプロダクティブヘルス・ライツに関わる勧告も目立ちました。人工妊娠中絶への原則配偶者同意が必要、避妊に対する周知やアクセスの遅れ、いまだに刑法の自己墮胎罪が残っているなど、女性の自己

決定権が認められていません。2022年、人工妊娠中絶数は全国で12万2,725件。そのうち、中学生以下が403人、高校生が4,546人と深刻な状況です。厚労省は、昨年11月、薬局150か所で緊急避妊薬の試験販売を実施。さらに、現在は約300か所に広げました。また、オンライン診療を受けることによって緊急避妊薬が処方される薬局は区内で66か所ありますが、ほとんど知らされていません。安全な避妊や中絶を選択できることは大事な権利だと思いますが、いかがでしょうか。「緊急避妊薬」とは何かについてや、購入できる区内薬局の一覧を区ホームページに掲載するなど周知を求めますが、いかがでしょうか。リプロは、子どもを産む、産まないを自分で決める権利を保障するものという認識があるか伺います。

女性差別撤廃条約の実効性を強化するため、1999年に選択議定書が採択されました。人権侵害が起きた場合の「個人通報制度」が盛り込まれている選択議定書は、条約でうたわれている権利の救済を確かなものにするためにも批准が必要ですが、日本は批准していません。批准するよう勧告も出ています。区は選択議定書への批准が必要と考えるか伺います。国に批准を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

ジェンダー平等を進める土台となるのが包括的性教育です。共産党は、包括的性教育の実施を繰り返し求めています。区は、「(区の指導は)包括的性教育に準じている」と答弁。しかし、現在実施されている命の安全教育は、小学低・中学年に「水着で隠れるところは、自分だけの大切なところ。ほかの人に見せたり、触らせたりしないようにしましょう」と、体における「大切なところ」を先に指定し、「見せたり、触らせたりしない」という禁止のメッセージを送っています。一方で、包括的性教育は、「誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利を持っている」と理解することが5歳～8歳のキーアイデアとして挙げられています。子どもたちが様々な遊びや体験、絵本の読み聞かせ、友達との語り合いなどを通して、快や不快を感じ、理解し、自分(の体)にどんな権利があるのかを知り、権利保障や「同意」について自己主張できるようになる学びです。年齢ごとに学習目標を整理し、知識やスキル、態度などを積み重ね、身につけていきます。現在の命の安全教育の年間時間数は各学年で1時間程度しかなく、「包括的性教育に準じている」と言うには、中身も程遠いですが、時間数もあまりに少な過ぎます。ジェンダー平等推進条例を持つ区として、包括的性教育を条例に位置づけ、実施するよう求めます。いかがでしょうか。

ジェンダー平等推進条例が制定され、様々な講座やフォーラムなど取り組まれ、10月には「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」をプレオープンなど、講座や相談の場は、区民がジェンダーについて共に学び深めていくのに有効で、大事な取組だと思っています。例えば、区内の小中学校や高校・大学などへも呼びかけて、あらゆる場で区民に広くアピールし、区の取組への参加を増やし、ジェンダー平等への区民意識を高めていくよう求めますが、いかがでしょうか。

次に、安心して子どもを産み育てることが選択できる社会へ、区ができる限りの支援をです。

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかを自分で決めることは基本的人権であり、若い世代、女性に社会的プレッシャーをかけることがあってはなりません。同時に、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることを選択できる社会へ、子育て支援の抜本的な拡充が必要です。

森澤区長が、朝日地球会議の講演で「来年度から無償の朝食支援」「区内大学生対象に所得制限がない給付型奨学金制度」を検討すると表明したことが報道されました。今回の区長の表明は、憲法26条、25条、子どもの権利条約の点からも歓迎するものです。区独自の給付型奨学金は、共産党が2009年から何度も求め続け、決算議会では「検討したい」との答弁でした。来年度実施を求めます。

高い学費の負担は限界です。学生の8割がアルバイト、3人に1人が貸与型奨学金を借り、その額は平均で300万円にも上ります。さらに、東京大学や私立大学が次々と値上げを打ち出しています。今こそ国が公的負担を抜本的に増やし、学費無償化へ踏み出すべきです。さらに、給付型奨学金の抜本拡充が必要です。国に対して、大学や専門学校など高等教育の学費無償化と給付型奨学金を求めてください。区が検討する給付型奨学金は、大学生だけでなく専門学校も対象とするよう求めます。受給者の選定方法、1人当たりの給付額と総予算の見込額について、それぞれお聞かせください。

朝食は、子どもの体温上昇、エネルギーや栄養補給、排便リズム、生活リズムを整えるなど、成長に欠かすことができません。しかし、文科省の調査で、毎日食べていない子どもは小学6年生で5.5%、中学3年生で8.1%あり、その理由は、「食欲がない」「時間がない」だけでなく、「朝食が用意されていない」があります。育ち盛りの子どものおなかをすかせたまま学校へ行って集中して授業を受けられるでしょうか。体育で体を動かせるでしょうか。

「朝食まで学校で食べさせるなんて親は何をしているんだ」と、家庭の責任を強調する人がいますが、全ての子どもに元気で学ぶ権利を保障するために朝食は大事なことでと考えます。品川区での親の早い出勤のために朝の居場所が必要な子どもや朝食を食べない子どもの割合、この事業を行うことにした理由を伺います。全ての子どもを対象にするのか伺います。事業手法についてもお聞かせください。

さらに、次の子育て支援を求めます。

まず、妊婦健診の実態に合った増額と出産費用の原則無料化です。妊婦健診は自己負担が数万円かかります。さらに、出産費用は港区の助成の実態から平均81万円で、出産育児一時金50万ではとても足りません。妊婦健診を原則無料で受けられるよう増額を求めます。出産費用の無料化へ、港区と同様、平均出産費用と出産育児一時金との相違額の助成を求めます。それぞれいかがでしょうか。

1歳未満児の世帯へのおむつ宅配は大変喜ばれています。しかし、保育園児は、仕事を休み、保育園から連れて帰り、宅配人に子どもを見せなければおむつをもらえません。事業の目的は見守りと経済的支援です。保育園児は既に専門職の保育士に見守られています。保育園に預けている世帯も、経済的支援としておむつが受け取れる仕組みとするよう求めます。いかがでしょうか。

収入のない子どもまで保険料を取るの国保だけ。しかも、1人6万5,600円と高額です。国保法77条で自治体独自の減免制度はできる規定になっており、今年、全国でも70自治体で実施しています。区独自の子どもの国保料無料化を求めます。いかがでしょうか。

森澤区長は、「憲法26条の義務教育無償化にのっとり、学校給食、学用品の無償化を実施した」と言われました。義務教育費の無償化へ、就学援助金の対象を生活保護基準の1.5倍に拡大すること。修学旅行と移動教室の無償化、制服代の全額補助を求めます。それぞれいかがでしょうか。以上の事業に必要な額はそれぞれ幾らかお答えください。

最後に、日本の労働者の賃金と長時間労働が大きな社会問題になっています。この解決が最も重要です。安心して子どもを産み育てることができるためには、政治の責任で賃上げと労働時間の短縮で自由な時間をつくる必要があるのか。さらに、ジェンダー平等、女性への精神的・時間的な負担の軽減が必要だと考えますが、区の認識を伺います。

次に、従来の海上ルートで1時間90回の発着ができていた、羽田新ルートは必要ないです。

羽田新ルートが実施されてから4年半。騒音や落下物だけでなく、大気汚染や電波障害、資産価値下落などの被害が区民アンケートで明らかになりました。被害をなくすには、新ルートを撤回し、従来の海上ルートに戻すことが一番の解決策です。

国交省は、「従来ルートは離着陸に限られる」「新ルートにより1時間当たり80回の離着陸を90回にできる」と説明し、進めてきました。しかし、実際には90回を超える発着は従来ルートでもできることが国交省の資料で明らかになりました。国会の羽田議連と国交省のレクチャーで出された運行実績では、今年2月、3月の南風運用時で従来ルートの離着陸が90回を超えたのは5回、そのうち2回は95回にもなっています。国の言う羽田新ルートの導入根拠は崩れました。新ルートが必要ないことは明らかです。

従来ルートで1時間当たり90回以上の離着陸がされており、国が言う羽田新ルートの必要はなくなったと考えますが、区の見解を伺います。

国交省が、従来ルートでも離着陸が90回可能と分かっているながら、区民を危険にさらし、新ルートを実施し続けてきたことは、区民と品川区を欺いていたということだと思えますが、いかがでしょうか。

最後に、住民の暮らしを根こそぎ奪う巨大開発がウェルビーイングなのか、巨額の税金投入で進める品川浦周辺地区再開発は止めよです。

森澤区長は、市政方針で「誰もが生きづらさを感じたり選択を阻まれることなく、自分の望むように生き、幸せを感じることができる社会、人がつながり支え合うことができる優しく寛容な社会をつくるのが政治や行政の責任」「ウェルビーイングの視点から施策を展開していく」と述べました。しかし、区長のこの視点はまちづくりに関しては例外のようです。区が主導し、企業が開発利益のため住民を犠牲にする超高層再開発です。今回は、品川浦周辺地区について取り上げます。

品川駅の南、東京ドーム約4個分の敷地に3つの準備組合が立ち上がり、人道橋を架け、道路まで付け替え、マンション・オフィス、ホテルや高規格住宅などビル14棟を建てる巨大開発計画が進められています。主導するのは、日鉄興和、三菱地所、旭化成、東急不動産、清水建設、五洋建設など13の名だたる開発企業で、まさに大企業による大企業のための計画です。区も2014年に「まちづくりビジョン」を策定。目的を「さらなる地域価値を向上させること」と説明。今年度はより具体的な新ビジョン策定に着手しました。

地区内には計221人の土地権利者、マンション権利者など多数の住民が暮らしています。率直な声はどうか。「そもそも再開発に何の知識も持たない普通の住民はこんな大規模な再開発の発想もない。近所で再開発したいねという話は一切聞いたことがない」「ここに住み続けたいと思っていた。弱小地権者はとても開発マンションに入れず、追い出されてしまう」などです。

そもそも区がこの開発を推進する理由は何か。どんな正当性・公共性があるのか。改めて伺います。

想定している事業費、どんな施設・建物が何棟建設予定なのか伺います。地区内に住む住民の数とマンションの区分所有者数を3地区ごとに伺います。

NHKは、天王洲アイル等を含むエリアのオフィスビル空き室率が余剰を示す目安となる5%の2倍、11.91%となっており、「オフィス作り続ける再開発に持続可能性は」と報じました。隣に広大なオフィス床を新たに整備し、北品川・東品川エリアの空き室をさらに増やす開発は、持続可能なまちづくりからも反すると思いますが、いかがでしょうか。

また、地区内には4棟・665戸、区内の2割に当たる数の都営住宅があります。品川に住み続けたい住民にとっても大切ですが、区はこれまで何度聞いても存続させると明言しません。開発地区内にある都営住宅に関し、都とどのようなやり取りを行っているのか。そもそも区は、都に地区内で都営住宅665戸の存続を求めているのか。それぞれ伺います。

この開発への税金投入は幾らか試算してみました。武蔵小山の小山三丁目第1・第2地区は、超高層3棟を含む4棟のビルを建設する計画で、税金投入予定額は合わせて467億円余。開発区域面積が4.35

倍の品川浦の補助金額は、単純計算すると2,034億円余となります。1つの地区だけで区全体の再開発補助金累計額1,500億円余を越す膨大な額です。なぜ品川区はこれほど再開発に税金を入れるのか。共産党の質問に、区は「品川では、開発企業が取得するビル床は渋谷や新宿に比べ価値が低いので、補助金で補っている」と答えました。つまり、開発企業にとっては本来ならうまみが少ない事業を税金投入で補い、呼び込んでいることを認めたのです。巨額な税金投入で住民の暮らしを根こそぎ奪う巨大開発はウェルビーイングに反するのではないかと伺います。

ドイツ在住の建築家、水島信氏によれば、ドイツと日本の建築行政では人権への考えが全く異なると言います。「何人も『人間の尊厳に適した生活』の権利があり、行政はそれを保障し、担保する義務がある」「街とは、そこに市民が生活をして、その生活が蓄積されることで文化的に築き上げられるもの」。そのとおりだと思います。品川区が推進する再開発は、まさに生活の権利を奪い、蓄積された市民の生活を壊す街壊しそのものではないか。区長、「誰もが生きづらさを感じたり選択を阻まれることなく、自分の望むように生き、幸せを感じることができる社会、人がつながり支え合うことができる優しく寛容な社会をつくる」というのであれば、現在の再開発推進方針は見直すべきではありませんか、伺います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 石田ちひろ議員の一般質問にお答えします。

私からは、国連からの勧告等についてお答えします。

初めに、今回の勧告等につきましては、国として検討すべきことではありますが、区としては、条例の趣旨を具現化することで、ジェンダー平等や性の多様性を尊重し合う社会を実現していくよう取組を進めてまいります。

次に、選択的夫婦別姓の導入につきましては、既に1996年の法制審議会にてその導入について答申がなされているところです。また、日常生活上の不便・不利益といった改正による負担が女性に偏り、女性のエンパワーメントやキャリア形成にも影響があるとされており、本年6月には経団連からも選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言が政府になされたところです。こうしたことから、私は早期に実現すべきものと考えておりますが、国において議論がなされるべきものであります。

次に、選択議定書への批准については、国において検討すべきと考えております。

次に、ジェンダー平等への区の取組への区民参加やアピールについては、先日実施した「ジェンダー平等フォーラム」で、「多様な生き方を選択できる働き方の新時代」という副題の下、社会人だけでなく高校生や大学生が企画運営委員として参加しております。また、若者の心と体の健康相談事業や、ジェンダー・バイアス、女性のエンパワーメント等について条例の周知・理解を進めるとともに、ジェンダー平等推進講座なども通じ、今後も広く区民意識を高められるよう取り組んでまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 私からは、リプロダクティブヘルス／ライツに関するご質問と、子どもを産み育てるための支援のうち、健康、教育等に関するご質問にお答えいたします。

女性は妊娠・出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、こうした問題の重要性について、男性を含め広く社会全体の認識を高めるための理念と考えております。

安全な避妊や中絶の選択に当たっては、性別に関わりなく全ての当事者が正しい知識を身につけるこ

とが重要と捉えております。また、緊急避妊薬の周知についてですが、区として周知する場合には、周知をするその対象や内容等について慎重な検討が必要であることから、薬剤師会と情報交換するなど今後研究してまいります。

次に、子どもを産み育てるための支援のうち、健康、教育等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、妊婦健診についてですが、東京都、東京都医師会、特別区、市、町村で構成する5者協議会において公費負担の枠組みが決定されていることから、区独自に増額する予定はありません。

また、出産費用に関しては、令和6年11月現在の区内の全分娩医療機関における基本的な出産費用の平均額が約62万円です。これに対し、出産育児一時金50万円に加え、出産・子育て応援事業の10万円分のギフトや東京都の赤ちゃんファースト事業の5万円分のギフトなどを活用することで、実質的に無償化が図られていると考えております。

次に、見守りおむつ定期便についてです。本事業は、0歳児を養育するご家庭への訪問による見守りを目的としているため、おむつ等育児用品の配達のみの実施は考えておりません。

次に、品川区独自に子どもの国民健康保険料を無料化することについてですが、国民健康保険法第77条による保険料の減免等については認識しておりますが、国からの事務連絡で、特定の対象者に対し、画一的な基準で保険料の減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないと示されており、品川区独自の実施は考えておりません。

次に、義務教育の無償化についてです。

現在、区の就学援助認定基準額は、生活保護基準額の1.25倍としております。23区でも高い認定基準額であり、認定基準額を見直す検討はしておりませんので、1.5倍にした場合の必要額は試算しておりません。

就学旅行と移動教室の無償化、標準服代の補助については、現在行っております予算編成作業の中で、様々な角度から検討してまいります。

修学旅行と移動教室を無償化した場合の必要額については、修学旅行は約1億3,000万円余、移動教室は6年生、7年生ともに約2,000万円余と想定しております。標準服については、1つの学年で1着分を区が補助した場合は、総額で約8,000万円余と想定しております。

次に、安心して子どもを産み育てることができるよう賃上げや労働時間の短縮などが必要ではとのご指摘ですが、これらは国において検討されるべきものと考えます。区としては、引き続きアンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス等について周知・啓発に取り組むとともに、今後も区として安心して子どもを産み育てられる施策にしっかり取り組んでまいります。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 私からは、包括的性教育の実施についてお答えいたします。

性教育の内容は、人権尊重の精神にのっとり、生理的、心理的、社会的な側面を持つことから、各学校においては、学習指導要領や区立学校教育要領に基づき、保健の授業に限らず、全教育活動を通じて幅広く指導しております。

条例の趣旨にのっとり、引き続き性に関する内容を各教科等で1年生から系統的に指導してまいります。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、給付型奨学金制度と朝の居場所についてお答えいたします。

初めに、国に対する給付型奨学金の実施要望についてです。教育の機会均等は極めて重要な施策であ

り、本来は国が担うべき役割であると認識しております。特別区長会を通じた要望など、機会を捉えて、国に対して働きかけてまいります。

次に、当制度の対象学生、選定方法、1人当たりの予算などについてですが、現在、国や他自治体の制度等について情報収集を行っているところです。若者の進学への思いや将来の夢、希望が実現できるような制度となるよう検討を重ねてまいります。

次に、児童の朝の居場所についてです。

まず、朝の居場所が必要な児童の割合ですが、10月にすまいるスクール登録者1万1,467人を対象に朝の居場所に関するアンケートを実施し、5,414人から回答を得ました。そのうち約5割の方が利用を希望されていました。また、令和3年度の総務省の調査によると、朝食を食べない児童は7%でした。

区のアンケート結果によりニーズが確認され、また、実際に区内でも、地域差はあるものの、校門の前で開門を待つ多くの児童がいる等の状況から、社会課題である「朝の小1の壁」の解消が求められていると認識しております。そのため、朝の時間帯に児童の居場所を学校に設け、児童の安全・安心を確保する事業の検討を開始したところです。

対象は、全ての児童を考えております。事業の手法については、今後、他自治体の事例調査や、学校との協議を行いながら検討してまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 私からは、羽田新飛行ルートについてお答えいたします。

ご質問にあります国土交通省による運行実績の資料については、国からの情報提供により区も把握しているところです。従来ルートで1時間当たり90回を超える運用があった点については、国より「気象状況等により時間当たりの回数を一時的に超える離着陸が行われることもある。しかしながら、従来ルートで常時達成可能な離着陸回数は1時間当たり82回とされており、必要な処理容量を安定的に確保するためには新飛行ルートによる運用が必要になる」との説明があったところです。

国は、新飛行ルートの運用実績や安全対策等について、ホームページや区民向けチラシ等により情報提供を行っているところです。区としましては、区民からの疑問や不安の声に対しても分かりやすく丁寧な説明ならびに情報提供を適切に行うよう、引き続き国に対し求めてまいります。

〔鵜田都市整備推進担当部長登壇〕

○鵜田都市整備推進担当部長 私からは、品川浦周辺地区再開発についてお答えいたします。

初めに、区では、地域でのまちづくりの動き等を踏まえ、品川駅南地域まちづくりビジョンを策定し、品川浦周辺地区を重点検討区域として位置づけております。本区域では、積極的な機能更新・再編を誘導し、品川駅の南の玄関口として多様な人々を地域に迎え入れるにふさわしい拠点性とにぎわいを兼ね備えたまちの形成に取り組んでいくこととしております。

想定事業費、建物の概要等については、現在、準備組合によりまちづくり検討が進められておりますが、現時点では未定と聞いております。また、準備組合においては、住民の数を把握しておらず、区分所有者数については現在調査を進めております。

次に、区では、まちづくりマスタープランにおいて、品川駅・天王洲アイル駅周辺を広域活性化拠点として位置づけております。国内外から多様な人が訪れ、働き、楽しみ、憩い、暮らす拠点性と文化性を兼ね備えた国際交流としての拠点を形成することとしており、この拠点の考え方を踏まえてまいります。

都営住宅につきましては、現在、準備組合が主体となり、まちづくりの検討を進めていく中で、東京



都と協議を行っております。区としましては、良好な住環境が確保されるよう準備組合に求めております。

補助金の交付につきましては、要綱等の規定に依拠し、補助金の対象を適正に判断しております。再開発事業への補助金は、地元の権利者が協力して地域の防災性を高める道路や公開空地、地域に貢献する公共施設などの公益性を踏まえ、交付しております。

最後に、再開発事業は、防災上の懸念がある市街地において、敷地を統合し不燃化された共同建築物に建て替えを行い、併せて公園や子育て支援施設等を整備するなど、地域の課題を解決することで、安全で良好な市街地を形成するものであります。一方で、地域の課題を解決するのは、再開発事業だけでなく、例えば木造密集市街地などにおいては、防災性を高めるため、個別の建て替え等に対し、必要な助成等の支援や防災広場の整備を行っているところであります。区としましては、こうした事業を通じまして、災害に強い安全な市街地の形成を図ってまいります。

**○石田ちひろ議員** 自席より再質問させていただきます。

まず、ジェンダーです。選択的夫婦別姓ですが、区長としては早期に実現すべきものとのことでした。区長の意思表示は大きな意義があると思います。本当に今、実現の可能性が大きくなっていますので、ぜひ国にも求めていただきたいと思います。

次に、リプロです。私は、リプロは、子どもを産む、産まないを自分で決める権利だという認識はあるのか聞いたので、お答えください。

包括的性教育ですけども、全教育活動を通じて指導しているとの答弁でした。私が求めたのは、国際セクシュアリティ教育ガイダンスのような中身です。年間1時間程度の命の安全教育では、とても包括的性教育とは言えません。改めて包括的性教育を求めますが、いかがでしょうか。

あと、子育て支援です。給付型奨学金や朝の居場所、朝食提供、修学旅行や制服代、今検討されているということなので、ぜひ来年度実施していただきたいと思います。

出産費用についてですけれども、62万円は基本的な出産費用です。実際は様々加算されて62万円では足りません。港区の81万円は実際に出産にかかった費用です。無償化というならここまで必要ではないか伺います。

次に、羽田です。私は1時間ごとの運行記録を見ましたが、90回を超えているのが従来ルートで5回、新ルートではたった2回でした。新ルートは横風で飛ばないこともあります。新ルートで安定して90回飛べると区も考えているのか伺います。

最後に、再開発です。ほとんど質問に答えていただけていなかったんですけども、私は、巨額の税金投入で住民の暮らしを根こそぎ奪う巨大開発はウェルビーイングに反するのではないかと伺いましたが、答弁が……

**○渡辺議長** 石田議員、質問をまとめてください。

**○石田ちひろ議員** お答えください。

〔柏原区長室長登壇〕

**○柏原区長室長** 私からは、リプロダクティブヘルス／ライツに関する再質問にお答えいたします。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、女性は妊娠・出産する可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面すると。こうしたことで、問題の重要性について、男性を含めて社会全体の認識を高めるための理念というところで考えてございまして、その考え方を基に、今回、条例にて、リプロダクティブヘルス／ライツに関して、これを全ての方で認め合い、生涯にわたり健康で自分

らしい生き方を選択できることと。こういったことが区としての認識のところになります。

失礼しました。選択的夫婦別姓の国への要望についてのお答えでございます。先ほど区長のほうからも答弁ございましたけれども、これは国において十分議論されるべきものというふうに捉えてございます。

以上でございます。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 性教育に関する再質問にお答えいたします。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスの視点でというようなことでご質問いただきました。ご指摘いただきましたガイダンスにつきましては、様々な文化、社会、宗教などを背景とした諸外国における性教育の状況について紹介されていると、このように認識しております。品川区立学校においては、学習指導要領や品川区立学校教育要領の内容を踏まえ、教育活動全体で生命を大切にする考えや相手を思いやる態度を育むとともに、危険を回避する能力、SOSを出す力などを身につけるように系統的に指導してまいります。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

○鈴木都市環境部長 羽田新飛行ルートに関する再質問についてお答えいたします。

従来ルートでの離着陸回数の増加についての区の考えについてでございますが、区としましては、実施主体である国に対し、説明を求めたところでございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、国からは、一時的に想定を超える離着陸が行われることもあるが、天候等に左右されず常時必要な処理容量を安定的に確保するためには新飛行ルートの運用が必要であるとの回答があったところでございます。区としましては、今回のご指摘の事項も含め、区民からの疑問や不安の声に対し、分かりやすく丁寧な説明を適切に行うよう引き続き国に対し求めてまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

○阿部健康推進部長 出産費用についての再質問にお答えいたします。

出産費用につきましては、室料やその他のサービスなど各分娩医療機関がオプション料金として設定しているものを、各医療機関によって、あるいはその個人の方がどのようにお選びになるかによって、料金設定が様々であることは認識しております。区としましては、基本的な分娩費用との比較ということで、区内での平均的な分娩（出産）費用を参考に実質的に無償化が図られているものと考えております。

〔鵜田都市整備推進担当部長登壇〕

○鵜田都市整備推進担当部長 私からは、品川浦周辺地区再開発に関する再質問についてお答えいたします。

再開発事業への補助金は、地元の権利者が協力して地域の防災性を高める道路や公開空地、地域に貢献する公共施設などの公益性を踏まえ、交付しております。区としましては、地域の課題解決に資する安全で良好な市街地を形成する再開発について、引き続き支援してまいります。

○石田ちひろ議員 再々質問させていただきます。

ジェンダーですけれども、リプロは、自分の生殖について自分で決める権利がリプロです。それが保障されていないから認識を聞いたんです。望まぬ妊娠をしてしまったとき、女性たちが、少女たちがどれだけ悩み苦しんできたか。産むにも中絶するにもお金がかかり、どちらにも進めず、公衆トイレなどで産み、罪に問われるのは全部女性です。だから、権利として安全な避妊や中絶の方法があることを知

らせてほしい。そのためには、区が権利だと認識していなければできないんです。だから聞いているんです。なので、もう一度権利の認識についてお答えください。このリプロやジェンダー平等が進まない根本問題が、包括的性教育がされていないことなんです。ジェンダー平等を本気で進めるなら包括的性教育が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

あと、子育て支援です。実際にかかる額が81万円なんですよ、港区でも。なので、とても足りません。10万円や5万円のギフトは出産した後の支援です。妊娠と出産がお金の心配なくできることが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、羽田です。新ルートの方が安定して飛べるとは言えないことを数字が示しています。なぜ新ルートの方が安定して飛べると言えるのか伺いたいと思います。

最後に、再開発です。多数の住民を追い出す品川浦には、私たちの試算では2,000億円もの税金投入です。区長は、今年度、事業を見直し捻出した38億円のウェルビーイング予算を組みました。その50倍もの税金を住民の暮らしを奪う再開発に投じて進める。これは区長の言うウェルビーイングなのでしょうか。お答えください。

〔柏原区長室長登壇〕

**○柏原区長室長** 私からは、リプロダクティブヘルス／ライツの再々質問についてお答えいたします。

先ほどもご答弁を差し上げましたけれども、こうした女性特有の健康上の問題に関する重要性について、男性を含め広く社会全体で認識を高めるための理念といったところを基本的な考え方といたしまして、本条例におきまして、「すべての人が、妊娠・出産等のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること」ということで条例の理念でも示させていただきましたので、これが区としての認識というところでございます。

〔米田教育次長登壇〕

**○米田教育次長** 性教育についての再々質問にお答えを申し上げます。

先ほど学習指導要領、あるいは品川区立学校教育要領の内容を踏まえと申し上げましたが、併せて、都の教育委員会より性教育の手引が全ての学校に配布されております。生命の尊さや思春期に現れる変化など発達段階に応じた指導事例や、産婦人科医や助産師等の専門的知識を有する外部人材と連携した授業の進め方等、こういうものが盛り込まれておまして、この手引を踏まえまして各学校で性教育の取組を進めており、教育委員会としても支援を行ってまいります。

〔阿部健康推進部長登壇〕

**○阿部健康推進部長** 出産費用への支援に関する再々質問についてお答えいたします。

現在、区の考えといたしましては、先ほどと同じように、出産・子育て応援事業や東京都の赤ちゃんファースト事業など様々な支援を加えた上で、必要な分娩費用の基本的な部分については無償化ができているという考え方でございます。また、その他のこれらのことを含めまして、妊娠期から出産までを通じた伴走的支援の中で、それぞれの方々のお悩みもお伺いしながら支援をしております。具体的な出産費用の区内での必要額等については、実質的などころというのはこれからまた調査してまいりたいというふうに存じます。

〔鈴木都市環境部長登壇〕

**○鈴木都市環境部長** 羽田新飛行ルートに関する再々質問についてお答えいたします。

羽田新飛行ルートの運用に当たっては、当初、国は、従来の運用ルートでは、どうしても羽田空港の滑走路の運用上、着陸と離陸が交差するところがあるというところで、それ以上回数が増やすことがで

きないというところで、羽田新飛行ルートの実用を決定し、現在行っているというところがございます。いずれにしても、区民からの疑問ですとか不安の声に対しては、分かりやすく丁寧な説明をしっかりと適切に行うよう引き続き国に対し求めてまいります。

〔鶴田都市整備推進担当部長登壇〕

○鶴田都市整備推進担当部長 私からは、品川浦周辺地区再開発の再々質問についてお答えいたします。

補助金の交付につきましては、要綱等の規定に依拠し、補助金の対象を適正に判断し、交付しております。品川区内におけます再開発事業につきましては、地域のまちづくりの課題を解決するため、地域内の権利者が主体となり進める事業であります。区としましては、地域の課題解決にも資する災害にも強い安全な市街地を形成する再開発について引き続き支援してまいります。

○渡辺議長 以上で石田ちひろ議員の質問を終わります。

次に、石田秀男議員。

〔石田秀男議員登壇〕

○石田秀男議員 品川区議会自民党・無所属の会を代表して、最後の質問者として一般質問を行います。

区の財政について伺います。

今年度出生数が予想を上回る速さで70万人を割ると言われています。区長は、就任以来、国の最大の課題でもある少子化対策を中心とする新規政策の充実を図られています。時代の流れが早い現代において、新しい施策を矢継ぎ早に打ち出すことは重要と考えます。短期間で試験的に施策を導入し、すぐに効果を確認する「トライ・アンド・エラー」の手法も有効で、適時の改善が可能となり、時代に合わせた調整がしやすくなると考えます。

質問します。

これまで区長が取り組まれた学用品の無償化や見守りおむつ定期便などの新規施策は、今後継続的に負担しなければならないものが多く、経常経費の増加につながっているのではないのでしょうか。来年度の予算編成中ですが、予算が2,000億程度の自治体であれば、経常経費を60%~65%に抑え、人件費や福祉関連費が膨らむ中で新たなインフラ投資や住民サービス拡充、災害対策などの資金を確保することが将来的な自治体の安定・運営につながると考えます。経常経費に関する区のお考えをお聞かせください。

経常経費増を話しましたが、区長は繰り返し事業のスクラップを言っておられますが、スクラップは十分だったのかお知らせください。

令和5年度の事務事業評価で削減されたものには、事業評価で廃止されたのではなく、コロナ関連で廃止されたものも含まれていたのではないのでしょうか。

予算執行の依命通達では、今年度も事務事業評価によって20億円を削減することが示されていますが、毎年度予算の1%削減を目標にこれからも実施していくのか。

今年度までは可能かもしれませんが、6年度予算は昨年度の事務事業評価を加味して編成がされていると考えます。無駄なものを見直し、その予算の無駄な部分を20億円削減するというのは、そもそもの予算編成が誤りであったのではないかと考えられます。それぞれにお考えをお聞かせください。

今年度、公共施設等総合計画が見直されました。今後、新庁舎整備やしながわ水族館リニューアルのほか、物価・人件費の高騰により学校改築など建設工事費コストが増加し、投資的経費の増加が見込まれる中で、財政全体は十分なのか。

全体の基金残高が増加していない理由は。

財調基金は他区と比較しても多くないと思いますが、十分なのか。

新庁舎整備は幾らを見込んでいるのか。デッキ等も含むと幾らになるのか。起債額と25%の財源に向け基金は幾ら積み増しするのか。それぞれにお答えをください。

現在、JR東日本が建設しているテナント棟は、外壁の工事が始まっています。建物の大きさもありますが、その様子から圧倒されるほどすばらしい建物ができると考えられます。また、広場も鉄骨が複雑に組み立てられ工事が進められており、店舗の入居後の姿も想像すると完成がとても楽しみです。

その隣に建設される庁舎は、区にとってのシンボルタワーになります。建物は低層ではありますが、外壁など見栄えのする建物にするべきと考えます。これまで区が他区よりも強く取り組んできたZEB取得も必須でしょう。また、食堂はつくらず、障害者が就労できるカフェの運用を行うと行革委員会で答弁もありました。JRにどのような店舗が入るのか、カフェが独立採算で行えるのかも重要と考えます。

そして、DXの状況報告もありました。デジタル技術の活用によって、従来業務に必要としていたフロアの面積を縮小することができ、庁舎での空きスペースが確保できることが予想されます。現在、中小企業センターにある地域産業振興課や教育総合支援センターなどを庁舎に入れるべきと考えます。

庁舎は、財源の問題で「安かろう、悪かろう、見劣りする」ということがあってはならないと考えます。それぞれについてお考えをお聞かせください。

庁舎の跡地は、マンションなどの定期借地料を収入としていくのではどうわさされています。JR、新庁舎、新広場公園のロケーションを考えるのであれば、E地区なども含め連携したにぎわい施設にするべきであり、経済効果も必ず算出して決定することが重要です。お考えをお聞かせください。

しながわ水族館リニューアルは、総合計画でも計画どおりに実施されるとなっています。変更はないと考えますが、改めて計画実施のスケジュールをお聞かせください。

学校改築は、地域の方々の要望、期待が高いと考えます。総合計画では「2034年には学校の建て替えは一段落する」とされていますが、2034年までの予定をお聞かせください。

アイルしながわの暫定活用はあと3年となっています。私は、「平成32年までに計画決定を行い、移管後、速やかに着工すること」と言ってきました。正式に移管されてから暫定活用となりました。この間も「4,000万円以上拠出するのなら、立地条件を有効に活用し、逆に4,000万円以上の収入が見込める施設へ変更が望ましい」と言い続けてきました。私は、直下にりんかい線が通っており解体費が膨大な金額となると見込まれ、収入を得る施設にするにはリフォームが必要と考えます。私は5億円程度かかると考えていますが、リフォームを行い、暫定活用期間を延長し、収入を得る施設にするほうがよいと考えます。お考えをお聞かせください。

総合計画には、公共施設整備に2025年～2028年には年平均151.8億円必要とされています。増加するのではないかと。基金は十分なのか。それぞれにお聞かせください。

少子化対策について伺います。

区が国・都に先んじて少子化対策を行っています。区独自で施策を行うことがいかに少子化に歯止めがかかると考えているのか、そして、経済効果もあると考えているのかお聞かせください。

少子化対策について、拡充する一方で、見直しが必要なものがあると考えます。

区立保育園の0歳児保育は廃止し、私立保育園に任せるべきではないかと考えます。育児休暇制度の充実、年少人口は確実に減少が見込まれます。私立保育園の中には、定員割れで運営が厳しい状況もあり、預かり保育を行っているところもあります。ちなみに、他区では区立保育園0歳児の預かりは行っ

ていないところもあります。お考えをお聞かせください。

延長夜間保育、休日保育の見直しが必要と考えます。延長夜間保育の長さが職員の負担増になり、保育士不足の原因の1つになっていると考えます。利用実績自体は年々減少しており、「ベビーシッター利用支援事業」等を活用することで見直しが可能だと考えます。お考えをお聞かせください。

区立保育園の民営化と転用について。令和3年度から毎年1園ずつ民営化、令和7年度をもって5園の民営化が完了します。総合計画では、2031年までに4園の建て替え計画が示されています。公立保育園の単独建て替えや民営化は10園でとどめ、既存の私立認可保育園は守っていくべきと考えます。総合計画の施設類型ごとの方向性で、シルバーセンターだけ「介護予防拠点への転換を検討」と書かれています。区立保育園の統廃合の検討を進め、空いた施設や敷地を高齢者認知症グループホームや障害者施設に転用することを検討するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

高齢者福祉について伺います。

高齢者の方々の「品川区は少子化対策ばかりで高齢者には冷たい」という言葉を耳にします。介護保険料は、団塊の世代が85歳になる9年後には相当程度の値上がりが予想されます。55歳から対象として、20年かけて健康寿命を維持する習慣を身につけることにより、将来の介護給付抑制のための介護予防事業の充実・強化が必要と考えます。予防支援および介護予防事業を担う介護事業者の報酬加算を、介護保険料への過度な負担を回避するために区の事業として一般財源での予算措置を実施する。事業実施は、町会・自治会、高齢者クラブや各種サークル活動等の既存団体を活用した事業の実施および補助を行うべきと考えます。お考えをお聞かせください。

介護福祉人材の確保支援策の強化が必要と考えます。介護報酬により処遇改善および都区独自施策（居住支援等）による介護従事者の賃金アップは一定の効果を認めているものの、事務処理および法定福利費等において事業者の大幅な負担の増加となっています。事務処理および事業主負担金の軽減支援をされたいと考えます。そして、処遇改善の効果は新規入職者確保支援につながっていない現状から、専用住宅の確保、もしくは居住手当の支給のほか、他県の視察で拝見したような外国人材確保の体制整備を図られたいと思います。それぞれお考えをお聞かせください。

地域連携の補助金が3年間で「効果が見えない」との理由で打ち切りとなりました。都では、全額ではないが、補助金が出ると言われていると聞いています。福祉避難所を中心として在宅で安否確認をしていくなど、今後、実効性の高い連携体制の構築に向け活動中でもあると聞いています。区としての支援の復活を図られたいと思います。お考えをお聞かせください。

教育について伺います。

来年度に向けて区の教育振興基本計画の策定作業が進められています。まだ途中ではありますが、教育委員会は、新たな計画の中で、何を最も訴えていきたいと考えているのかお聞かせください。

その中でも触れられていますが、多様性が尊重される時代において、全ての子どもたちが互いを認め、高め合うことができる教育が求められています。子どもたち一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで多様な教育体制の環境を整えるのは容易ではなく、これからの教育委員会はどのようにその整備を図っていくつもりなのか伺います。

また、子どもだけではなく、その保護者も教育についての考え方は様々であり、昨今では学校の教育方針と乖離した個人の思いを学校側に強く要望するなど、教育現場でもその対応に苦慮し、疲弊感を招いている現状も見聞きします。まず、各学校は目指す教育をきちんと子どもや保護者に伝えられているのか。また、理不尽な要求にどう対処しているのか。このような状況の改善のため、教育委員会は何を

なすべきなのか。理解の不足している保護者に対し、親教育を進めていくことも必要と考えます。それぞれお考えをお聞かせください。

かねてより、教育現場は、子どものためには時間もいとわれないという教職員の崇高かつ献身的な精神に支えられてきたと感謝しています。しかし、教員の成り手不足に見られるように、働き方改革にも本腰を入れていかなければならないと考えています。「教育とはここまでの範疇です」と、教職員の役割を絞っていくことも必要と考えます。お考えをお聞かせください。

今般、学校内での子どもの朝の居場所づくりを進める動きもあると聞いています。多様な子どもの居場所づくりも大切ですが、そのフィールドが全て学校の中でのということとなると、どこまでが教育で実施しているのか、そうでないのかの線引きが区民には理解できず、全て教育の一環と捉えられてしまうのではないかと懸念しています。お考えをお聞かせください。

子どもを育む上で、学校・行政が果たすべき役割、地域が果たすべき役割はそれぞれ当然ありますが、家庭が果たすべき役割が最も根幹となるべき部分で重要だと考えています。どこまでを公の果たすべき役割と考えるのか。公の担う領域を増やすことによって、仕事や予算の増加と家庭の依存体質を強めることになると思います。お考えをお聞かせください。

防災対策について伺います。

国の作成する防災基本計画や都の作成する地域防災計画に基づき、品川区の地域防災計画を作成して、被害想定に確実に対応できる体制を確立することが重要です。

国には自衛隊、都には消防・警察などの実働部隊があります。災害時には必ずこれらの連携が必要となります。幸い、品川区の防災担当となる災害対策担当部長は将補であった元自衛官であり、ほかに元1佐の方が3名、計4名が勤務しています。大変心強く、23区においてもトップの防災体制が取られていると考えます。

防災対策には、①人命救助にかかる72時間と言われる応急救護の段階、②住民の生活支援が本格化する3日後から1～2週間の段階、③復旧という1週間～2週間後から数か月にわたる段階、④それ以降の復興の段階。災害発生時のそれぞれの段階においては、支援のシーズよりもニーズが圧倒的に求められます。区としていかに適時適切に優先順位を定めて区民のニーズに対応していけるかが重要だと考えます。

それぞれの段階における区民のニーズをどのようなことであると考えているのか、また、被害想定に確実に対応しながらそれらのニーズに対処するための態勢づくりに取り組んでいるのか。体制の確立に向けて重要と考えている点や計画、進捗状況をお聞かせください。

また、それには災害発生当初の被害状況の把握は極めて重要になると考えますが、そのための情報処理体制の状況についてもお聞かせください。

先ほど挙げました段階の中で、区民が災害時に懸念している点を具体的に何点か伺います。

人命救助の段階において、医療支援体制について、発生直後に区内7か所の緊急医療救護所の設置、3日後から13か所の学校医療救護所の開設などがなされますが、トリアージのための医師・看護師の確保、加えて、区民避難所避難者9万人、在宅避難者30万人に対する医療体制を確保する方法は重要な検討課題です。区は、健康推進部地域医療連携課が今年から新設され、積極的に活動されており、私も大変期待をしております。現状と今後の対応についてお聞かせください。

避難行動要支援者の福祉避難所への避難の支援について、避難行動要支援者は1万1,000人強、福祉避難所に避難すべき対象者は震災時に2,000人規模と見積もられています。現在の品川区地域防災計画

によると、避難者は区内40か所の点在する福祉避難所に自宅から直接避難することとされていますが、避難を支援する側にとっても、その支援はとても困難なことになると考えられます。また、40か所の福祉避難所に避難できる人数は約1,000名であり、残りの1,000名が避難できる施設が不足しています。併せて、医師・看護師・介護福祉士などの確保なども必要になると考えます。ボランティアの活用も必須です。暫定的な体制の確立のため、机上の検討も重要と考えます。これらの対策についてお聞かせください。

阪神淡路大震災における生還率が自助67%、共助31%、公助2%であったことから、自助・共助が命を守る上で大変重要であることが分かります。品川区でも、消防団、町会・自治会、商店街などが中心となり各地域で防災訓練が行われています。先日も、参加している小さい子どもや保護者の方たちが様々な体験の中で防災を意識しながら行動しているところを目の当たりにしました。「毎年参加しているよ」と言ってくれた子どもたちが当たり前のように行動している姿を見ると、訓練の大切さを感じました。少し気になったのは、活動に関わる人の中に学生や若い世代の人が少ないということです。実際の現場で一番の担い手となるはずの体力があり、動ける世代の人たちこそ、防災訓練に参加の機会を持ってほしいと考えます。土曜日の学校開校日と合致することや、地域のスポーツクラブや団体などが参加し、顔見知りの関係ができるまでの支援が必要と考えます。ご見解をお聞かせください。

区民避難所での物資や情報の提供を受けられる体制は整えられていると思いますが、30万人と言われる在宅避難者への支援についてはどのような対策を取られているのか。約200ある町会・自治会単位で物資配給や区民避難所運営を行うと考えます。しかし、日頃から町会との連携や情報共有ができていないマンション住民や避難所まで行くことができない避難者への支援の方法などについて、体制を確立するため、モデル実施など、行動を起こすことが重要と考えます。どのようにお考えかお聞かせください。

区内でのペットのうち犬、猫合わせて約2万6,000頭で、そのうち約2割が避難所へ避難することになると5,200頭となり、52か所の区民避難所に約100頭ずつの同行避難となります。この数のペットを避難させられる施設が確保できるのか。例として、熊本では陸上競技場を車での同行避難場所としました。どのような対策を考えているのかお聞かせください。

支援におけるニーズよりニーズの重要性は冒頭にも申し上げましたが、区民ニーズを的確に把握するために、40万人の区民ニーズをどのように把握し、管理、分析した上で、できること、できないことの判断や優先順位の決定をしていくのか。国は、マイナンバーやSNSなどのICTを活用した情報処理を検討しており、区でも全庁体制で一元化できる体制をつくることを行わなくてはならないと考えます。その方法についてお聞かせください。

区民避難所である学校への避難の後、学校の教育が再開する時期になれば、避難者の二次避難先を考えなくてはなりません。区内だけでなく、区外、都外を含め二次避難先の確保も必要となってくると考えます。自治体間の災害時相互援助協定などの締結なども含めて、現状と展望をお聞かせください。

多くの被災者の生活再建支援を行うに当たって、住家の再建のための被害認定調査や罹災証明書の発行などが必要となります。その業務に当たる職員など人的な資源が担保できるのか、その業務が滞ることで、生活再建、復興支援が円滑に行えないのではないかと考えます。他自治体との連携だけでなく、設計士、保険会社などとの連携も必要と考えます。対応策をお聞かせください。

防災会議などの関係組織や消防団などにおける女性比率は決して高くありません。また、共助の中核となる町会・自治会の役員や52か所の各避難所連絡会議の関係者としても、決して多くの女性が関与している状況ではありません。会議への女性参加の義務化なども必要ではないでしょうか。また、先ほど



述べましたが、若い世代とともに、女性も防災活動における重要な担い手となっていただけるような制度や育成の機会を設けていただくよう強く要望いたします。見解をお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔森澤区長登壇〕

○森澤区長 石田秀男議員の一般質問にお答えします。

私からは、区の財政のうち、経常経費等についてお答えします。

初めに、経常経費についてですが、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の1つである経常収支比率は、令和5年度決算では76.8%で、23区の平均76.5%とほぼ同水準となっています。

財政構造の弾力性を維持するためには、経常経費の見直しは重要であると考えており、区では、経常経費を含めた全事業を対象に事務事業評価を行い、事業の見直し・改善を図るとともに、スクラップを推進することなどにより、経常経費の削減を図っております。今後も、経常経費の削減に努め、真に区民ニーズに応える先進的な施策を推進してまいります。

次に、事業のスクラップの状況についてですが、令和5年度から実施した事務事業評価により、大胆な見直しを行い、スクラップを進められたと認識しています。引き続き、事業の効果等を検証しながら、スクラップを進めてまいります。

また、事務事業評価による予算削減についてですが、新型コロナウイルス感染症に係る経費についても、区が事業の廃止や見直しを判断したものは含めております。

次に、令和7年度以降の事務事業評価による削減目標については、今年度の実施結果を踏まえながら検討をしております。引き続き、各事業を分析・検証し、多角的、客観的に評価を行いまして、財源の確保に努めてまいります。

次に、予算編成と事務事業評価の考え方についてですが、予算編成に当たりましては、長期基本計画や総合実施計画等の中長期的な展望の中で、区民ニーズを踏まえ、事業の必要性や効果などを総合的に勘案し、適切に編成をしております。

ご指摘のとおり、時代の流れが早い、変化の激しい時代にあつて、区民の価値観やライフスタイルも大きく変化し、多様化しています。

こうした時代に、区民に最も身近な基礎自治体である区は、区民ニーズを適時適切に捉えた施策を機を逸することなく積極果敢に打ち出していく必要があります。

今後も限られた予算の中で効果的、効率的に施策を推進していくために、時代の変化に合わせた不断のスクラップ・アイド・ビルドのマネジメントサイクルを循環させていくことで財源を捻出し、「区民の幸福（しあわせ）」、ウェルビーイングの観点から、その財源を区民が真に必要とするサービスに振り向け、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向けて取り組んでまいります。

〔伊崎教育長登壇〕

○伊崎教育長 私からは、教育についてお答えいたします。

初めに、教育振興基本計画につきましては、現在策定作業を進めているところです。本計画では、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会の実現」を目指し、これまでの区独自の教育改革を継承し、ウェルビーイングの実現に向けて、子どもたちが未来を切り開く力を身につけることができるよう、区が目指すべき教育の姿を示してまいります。

次に、教育体制や環境の整備についてです。グローバル化や情報化が急速に進展し、様々な社会課題

が存在する中で、教育に求められるものも多様化し続けています。教育委員会としましては、こうした中で生じている課題を適宜適切に捉え、例えば不登校対策として、校内別室指導支援員の全校配置、特別な支援が必要な児童への発達障害教育支援員の小学校・前期課程への全校配置など、迅速に対策を進めているところです。今後も、子どもたちの実態やニーズを踏まえながら、誰一人取り残さない教育の実現に向けて努力をまいります。

次に、保護者への対応についてです。学校の教育方針については、学校と各家庭が共通認識を持ち、児童・生徒の教育活動の充実や健全育成を図ることは大切なことです。各学校では、年度当初に保護者会等で学校教育の基本方針を示すとともに、トラブルやいじめがあった際の対処方針について説明をしています。保護者から問合せや要望があった際には、学校として一度は受け止め、学校の基本的な方針を丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めています。さらに、必要に応じて、教育委員会とも相談しながら、児童・生徒を中心に据えた支援を行っております。また、学校トラブルや法律に熟知した専門機関や専門家に相談できる体制を整えており、適切な対応を行っております。

次に、働き方改革についてです。現在、学校の業務で必ずしも教師が担う必要のない業務を精査し、業務の役割分担・適正化を行っております。スクールサポートスタッフの導入や、部活動指導の業務委託など、教員を取り巻く環境整備を進めており、これにより、教員は生み出された時間を授業準備等に充てており、教員本来の業務に専念する時間が増えております。今後も、このような人的支援を充実させ、働き方改革を推進してまいります。

次に、朝の居場所づくりについてですが、区では、区内区立小学校、義務教育学校において朝の居場所の設置を検討しております。教育委員会としましては、教育行政の執行機関としての使命を遂行しつつ、子育て支援を目的とした教育時間外の学校施設の有効活用や、事業の実施に係る適切な周知について、関係部署と連携し、進めていく必要があると考えております。

最後に、学校と行政が果たすべき役割についてです。学校では、児童・生徒の教育活動を充実したものにするため、日々、授業研究や安全管理等を実施し、授業や学校生活全体を通して児童・生徒の学力向上や豊かな心の育成を図っています。家庭の役割についてですが、教育基本法に「子の教育について第一義的責任を有する」とあるように、家庭教育は全ての教育の出発点です。教育委員会では、家庭教育力の向上への支援として、家庭教育学級を年2回開催するとともに、今年度、保護者向けに作成している「しながわ子育てサポートブック」の内容の見直しを図っているところです。引き続き、学校と保護者、地域がそれぞれの役割を果たし、子どもの健やかな成長を支えられるように連携を図ってまいります。

[久保田企画経営部長登壇]

○久保田企画経営部長 私からは、区財政の質問のうち、基金と公共施設整備についてお答えします。

初めに、基金についてですが、投資的経費は、起債や基金の繰入れ等により世代間の負担の平準化を図り、各年度における区民サービスの質に影響が生じることないように計画的に編成しております。

次に、基金残高についてですが、公共施設整備基金や義務教育施設整備基金などについては、各基金の目的に沿って施設整備に活用しており、世代間負担の平準化を図っています。今後の投資的経費等の見通しを踏まえ、引き続き必要な経費を計画的に積み立てていきたいと考えております。

また、財政調整基金につきましても、標準財政規模の2年間分の10%程度である約200億円を目安に積み立てを行っております。引き続き、基金の現状等を踏まえ、適切な運用に努めてまいります。

次に、公共施設整備と基金についてですが、公共施設整備計画では、区が保有する全335施設につい

て、維持管理・修繕・更新等を適切な時期に行う場合、今後30年間で年当たり平均151.8億円の経費が必要になると見込んだものです。

公共施設の整備に当たりましては、毎年度の予算編成において、施設・設備の老朽化の状況や費用対効果等を勘案し、実施内容や費用面の精査を行っております。また、施設整備の財源については、公共施設整備基金を計画的に活用するとともに、国や東京都の補助金や起債を活用して、施設の目的・規模に応じて財源の確保を図っているところであります。今後も公共施設整備基金の適切な運用に努めてまいります。

次に、新庁舎を含む公共施設整備についてお答えします。

初めに、新庁舎整備についてです。

建設工事費については、現在、実施設計においてデッキ部分を含めた積算を進めており、財源構成についても併せて検討しているところです。

次に、建設工事費と新庁舎の機能との関係についてですが、現在、建設業界における労務単価の上昇や資材の高騰等の影響により、建設工事費の上昇が続いている状況です。

一方で、新庁舎は、行政機能に加え災害対応の拠点として整備し、脱炭素を推進する観点からZEB認証取得を計画しております。

また、隣地のJR街区とは、景観を含め一体的なまちづくりとして計画を進めているところです。併せて、関係者間と定例的に進捗等の情報共有を行っております。区としましては、建設工事費の上昇等の推移を踏まえつつ、品川区らしい新庁舎整備を進めてまいります。

次に、新庁舎におけるスペースの活用については、DXの進展に伴う状況変化や、将来的な施策の変化に対応できるよう、柔軟なレイアウトが可能となる計画としているところです。現在、新庁舎には、現庁舎を集約するほか、保健センター機能の移転等を予定しており、区民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、庁舎跡地の活用については、これまでも区民ニーズと区民負担軽減を両立できる庁舎周辺の一体的なまちづくりの観点から検討を進めてまいりました。今後も、周辺地区と連携し、地域全体のにぎわい拡充とさらなる活性化につながるよう、区民の負担軽減や地域経済への波及なども含めて検討を進めてまいります。

次に、しながわ水族館のリニューアルについてですが、現在、基本設計が完了したところで、近年の物価高騰による建設工事費の影響などを検証しつつ、より魅力ある水族館に向けた検討をしているところです。

次に、学校改築の予定についてですが、学校ごとの具体的な着手年次は定めておりません。施設老朽度や就学人口動向、地域バランス等を踏まえ、総合的に判断してまいります。

最後に、アイルしながわについてです。令和8年度末の暫定活用終了を見据えて、施設活用についての検討をしているところですが、施設の地下を東京臨海高速鉄道が運行している特殊事情など、費用面等の課題の整理を進めているところです。

〔佐藤子ども未来部長登壇〕

○佐藤子ども未来部長 私からは、少子化対策についてお答えいたします。

少子化には、育児に対する精神的不安や経済的負担の大きさ、ライフスタイル・価値観の多様化による結婚・出産に対する意識の変化、未婚や晩婚化の進展など、様々な要因があるとされておりまして。

一自治体の施策によって少子化を克服することは限界があり、本来的には少子化対策については広域

行政圏施策を担う国が、一方で自治体は子育て支援施策を担うものでありますが、品川区・東京都・国がそれぞれの役割に応じて、社会全体で子育てを支えていくことが重要であると考えております。

これまで区は、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向けて、国や東京都に先駆けて、学校給食費や学用品の無償化、見守りおむつ定期便など子育て支援施策を積極的に進めてきたところです。区として子育て支援施策を進めることは、ひいては少子化対策に資するものであり、特に出産・子育て・教育にかかる経済的負担を軽減することは、子育て世帯の可処分所得の増加につながり、経済効果も見込まれると認識しております。

次に、区立保育園の0歳児保育についてお答えいたします。区立保育園の定員は、定期的に保育需要などを考慮して決定しているところです。しかしながら、男性の育児休業取得率が過去最高になるなど社会状況が変化しております。0歳児定員の見直しにつきましては、保育施設の有効活用の観点から、私立保育園の受入れ拡大も含めて検討を進めてまいります。

次に、延長夜間保育、休日保育についてお答えいたします。区内では、基本保育時間外や休日に保育が必要な保護者の要望に応えるため、最長22時までの延長夜間保育および3園での休日保育を実施しております。

延長夜間保育、休日保育ともに、新型コロナウイルスの感染が広まった令和2年度以降、延べ利用者数が大幅に減少し、とりわけ延長夜間保育は半減し、現在においてもその状況が続いているところです。今後につきましては、利用実績の推移と保育士の負担軽減の両面から適切な制度設計の検討を進めてまいります。

次に、区立保育園の民営化と転用についてお答えいたします。区立保育園の民営化についてですが、現在、区立保育園民営化ガイドラインに基づき、5園の公設民営化を進めているところです。今後の民間活力の導入や区立保育園の統合、単独建て替えについては、区の保育需要、施設の築年数等を総合的に考慮し、本年度策定作業中の「品川区こども計画」に反映をさせてまいります。

また、私立認可保育園等への支援につきましては、今年度から、各園が実施する地域への子育て支援に対して区独自の補助を開始しております。安定した園運営が行われるよう、継続的に支援を行ってまいります。

最後に、施設の転用につきましては、人口動態や行政需要、地域のニーズなどを総合的に勘案しながら、福祉施設等の整備も含め、幅広く検討してまいります。

〔寺嶋福祉部長登壇〕

○寺嶋福祉部長 私からは、高齢者福祉についてお答えいたします。

区はこれまでも、他自治体に先駆けて様々な高齢者施策を推進してまいりましたが、今年度も新たに救急代理通報システムの無償化、補聴器購入費助成の所得制限撤廃、インフルエンザ定期予防接種の無償化など、さらなる支援の拡充に努めているところです。

現在、区では、重層的支援体制整備事業の本格実施に向けた地域づくり・参加支援を進めており、地域団体による介護予防等の実践は重要な取組と認識しております。

そのため、地域団体やサークル等の活動として、新規に「通いの場」を開設した場合に、活動を支援するための運営費助成等を行っております。

こうした取組がさらに加速するよう、改めて地域の既存団体の方へ積極的な周知を図り、自主的な活動を促進してまいります。

次に、介護福祉人材確保についてです。

初めに、区独自の居住支援手当については、都の申請書類の準用や電子申請の導入により、事業者の事務手続簡素化を図っております。また、法定福利費については、都と同様に、居住支援手当の支給額に15%を乗じた額を社会保険料雇用主負担額として助成いたします。

なお、国の新たな処遇改善加算は、賃金改善だけでなく申請に係る事務負担軽減を図るため、これまでの加算を一本化したものであり、改めて、その趣旨についても区内事業者へ情報提供してまいります。

次に、住宅の支援についてですが、とりわけ新規入職者や外国人技能実習生等に対しては、低廉な家賃住宅の提供や家賃助成が有効と認識しており、これまでも様々な支援策を進めてきたところです。今後、他自治体の事例等も参考に、引き続き効果的な施策について検討してまいります。

最後に、地域連携推進に係る補助金についてですが、介護事業者の共通課題であるBCP策定を中心に、災害時における小規模事業者間の連携による体制整備検討の取組に対し、令和3年度から5年度の3か年に補助金を交付した実績があります。今後も、地域連携推進を積極的に進める事業者に対して、必要な支援を実施してまいります。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

**○滝澤災害対策担当部長** 私からは、防災対策についてお答えをします。

初めに、災害発生時の段階ごとの区民ニーズに対応するための体制づくりについてです。区では、令和5年度の品川区地域防災計画の大規模修正において、目次体系を災害予防、災害応急対策、災害復旧および災害復興の時系列に変更して、段階ごとの災害種別に応じた区民ニーズに対応できる計画にしました。また、地域防災計画に基づくマニュアル作成においても、防災課主体のマニュアル作成・管理から、災害対策本部各部によるマニュアル作成・管理の態勢に変えて、全庁態勢による災害対応を実効的に実施できるよう見直しを進めているところであります。また、災害時の被害情報の把握については、被災情報管理システムのクラウド化により、様々な場所に展開する区職員が情報を入力し、共有することが可能となるほか、電話による区民からの情報だけでなく、区民によるSNSへの投稿を確認・分析するなど、一層の充実を図ってまいります。

次に、災害時の医療支援体制についてです。区では、災害時の行動の基本となる「品川区災害時医療救護活動マニュアル」の改訂作業を行っており、この改訂作業と並行して、実際に動員可能な医師および薬剤師や、配置される医薬品などに焦点を当て、三師会と共に、医療救護所の運営が円滑に行えるよう、より具体的かつ詳細な対策を検討しております。今後の対策としては、このマニュアルを基礎に、関係機関と連携して訓練と検証のプロセスを繰り返し、その内容を改良することで、災害時の医療救護に対応できる体制を構築してまいります。

次に、福祉避難所についてです。区では、収容不足に対応するため、補完避難所の活用について検討しております。大規模な補完避難所を一次福祉避難所とすることで避難要領が単純化されるとともに、介護を行う専門職の数も効率化できる利点があります。専門職の確保を含めて、災害時に避難行動要支援者を誰一人取り残さず避難できる体制を早急に確立してまいります。

次に、訓練などへの若い世代への参加についてですが、今年度、各地区総合防災訓練では、10地区のうち5地区で親子連れでも楽しんでいただける要素を組み込んだ訓練を実施しました。今後、訓練場所で実施したアンケートの分析などを行いますが、中学・高校生といった災害時に共助を担える若い世代や地域のスポーツクラブ・団体などが訓練に参加、あるいは訓練を支援していただける方策について検討を進めてまいります。

在宅避難者への物資などの支援についてです。在宅避難者の支援においては、避難者の把握が極めて

重要であることから、スマートフォンアプリなどを活用した効率的・効果的な把握方法を検討しております。現在、在宅避難者への物資の配布は、該当する区民避難所で行うことを原則としておりますが、避難行動要支援者など、区民避難所まで受け取りに来ることが困難な方への支援要領を含めて、民間事業者の活用などにより柔軟な支援体制を確立できるよう検討を進めてまいります。

ペットの同行避難についてですが、現在、全ての区民避難所でペットを受け入れられるよう各避難所運営マニュアルの更新を行っているところです。一方、国では、平常時から飼い主は、災害時にペットを預けることができる場所やペットと一緒に過ごせる空間などを確保しておくべきとしています。区といたしましても、飼い主の避難ニーズに応じた支援方法について、他自治体の事例を研究し、具体的な対策を検討してまいります。

復旧段階における生活再建に向けた区民ニーズの把握についてです。災害により家屋に被害を受けた方などの状況を的確に把握するため、被災者台帳を作成・整理できるシステムを導入しました。一方、国においては、マイナンバーを活用して被災者の状況を総合的に把握できるシステムを検討しておりますので、その動向にも注視してまいります。

広域避難先の確保についてですが、首都直下地震などの大規模災害時には、被災していない地域への広域避難ニーズが高まることが予想されます。災害時には、移動が可能な距離にある自治体との連携が特に必要と考えており、今後とも、区と交流のある自治体を中心に協定締結に向けた取組を進めてまいります。

被災者の生活支援のための連携体制についてです。大規模災害に際しては、国の対口支援の枠組みの下で他自治体職員による応援が行われることとなっており、一定の人材は確保できると考えております。一方、災害ケースマネジメントなど、区民ニーズに即したきめ細かい支援を行っていくためには、専門知識を有した弁護士会などの士業団体や民間事業者などの協力が不可欠と認識しておりますので、災害時協力協定の枠組みを引き続き充実させてまいります。

最後に、女性の参画についてです。単に防災訓練などに参加するだけでなく、避難所連絡会議などの検討の場に参加していただき、女性視点での対策を具体化していくことは重要と考えております。このため、区では、避難所運営マニュアル品川区標準版に女性参画の必要性を記述して、避難所連絡会議においてその趣旨を説明しておりますが、引き続き各種会議への女性比率の向上に向けた努力をしてまいります。また、若い世代とともに女性の担い手を育成するためには、防災について話し合い、担い手相互でネットワークを形成できる場を設定することも必要と考えております。防災活動への参加のハードルを下げる工夫も含めて、担い手を育成する方策について検討してまいります。

**○石田秀男議員** 自席から再質問させていただきます。いろいろありがとうございました。

最初、財源については、もういろいろお分かりになっていると思うので、答弁をありがとうございました。

それで、1つだけ——1つだけというか、庁舎は必ず来年度予算にはある程度出てくるんだろうと思っています。そう考えて、今、実施計画も始まったので、私はカフェは独立採算で行えるものというのがいいと思っているので、これはお願いだけしておきます。

それからあとは、出てくるんだと思いますが、1点だけ、先ほど言ってきた中で、学校、これはすごく読んでいて、え、と思いました。皆さん、本当に学校を早く建て替えてほしいという地域の方の希望は多いと思いますが、10年後には学校の建て替えは一段落すると書いてあるんですよね、今年やり替えて。これはもうちょっと突っ込んで答弁が欲しかったな。期間は書いていないと言うけど、じゃ、

どれぐらいで一段落すると考えているのか。まだ半分ぐらい残っているわけだから、これが10年間でどれぐらい進んでいくというのは、もう少し突っ込んでお話をいただきましたかった。

それから、先ほど起債の話が相当あって、様々起債をという話が必ず出てきたんだけど、ある程度起債はしっかり検討されてやっていくんだらうから、それはあえて今の場所では聞きません。

それから、教育は、これは答弁いただきたいな。教育とはここまでの範疇ですと私は言ったし、親の、家庭が果たすべき役割、これはしっかりやったほうがいいと思うんだよね。これはどんどんおかしくなっちゃうから、教育というのは。だから、それは教育委員会が強い気持ちを持ってしっかり、教育とはこういうものだ、学校でやれるのはここまでだということはしっかりこれは打ち出してほしいと思うので、もう少し答弁をいただきたいなと思っています。

それから、災害対策は本当によくやっていると聞いたんですが、最後だけ。女性、これは義務化してほしいと私は言ったので、これは、行政側が義務化してくれと言わないと、会議でもお願いしても町会長レベルはうんと言わないよ。これは義務化は行政側でしてほしいと。そこだけもう一回答弁をいただきたいと思います。それでやめます。

〔伊崎教育長登壇〕

○伊崎教育長 石田議員の再質問にお答えいたします。

教育の範疇と親の役割についてお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、家庭教育、親は、父母その他保護者とはということでございますけれども、「子の教育について第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と、これは教育基本法で定められているものでありますけれども、まさしく親の役割というのは教育の原初的な意味でもありますが、新生児としての子どもを身体的に、また精神的に世話をしてその発育を進めるといふ、また、子どもの素質や可能性を引き出して発達させるといふ、その最初の出発点であります。

学校教育につきましては、そういった子どもたちに対しての全人格的な完成と、あと社会に適応するための教育を進めるといふこと、また未来を切り開くための能力・資質を身につけるといふところを、学校の、あるいは学校に即した場所で、準じた場所で資格を持った教員を中心に体系立てて教育を行っていくという、人材の育成を図っていくというところでございます。

これは、子育て・子育ちのニーズが社会の変容とともに変わってきていることもあって、親の役割に対する考え方というの、多様な考え方を持つ方がいらっしゃるの確かです。教育委員会としましては、今申し上げましたように、親の役割がまず第一なんだというところをしっかりと伝えて、先ほど申し上げたサポートブックの中でもきちんと記載がしてありますので、そういったものを周知することで、きちんと親の役割を保護者の皆様に認識をしていただいた上で、教育委員会としましては必要な教育としての支援を行っていきたいと考えております。

〔滝澤災害対策担当部長登壇〕

○滝澤災害対策担当部長 私からは、防災協議会などにおける女性の参画の義務化ということについてお話をさせていただきたいと思っております。

区では、男女いずれか一方が要員の総数の中で40%未満にならないという目標を設けて、現在施策を進めているところであります。今後、女性の社会進出というものがかなり期待されているところであり、防災課としましては、そのための裾野の拡大というものを十分に現在実施をしていきたいというふうに考えております。

一方で、防災協議会などにおける女性の参画の義務化については、基本はその組織側が決めることのでございますので、区としてそれを強制的にということはかなり厳しい状況もありますので、十分に意見交換をしながら、そのような体制を取れるように努力をしてまいりたいと考えております。

〔米田教育次長登壇〕

○米田教育次長 学校改築についての再質問をいただきました。お答えいたします。

当初、その計画の中では目安がありまして、若干早めにということは、これは、大体これまで改築のペースを1年に1校ペースというようなことで行ってまいりました。これをさらに早めようかという機運も確かにあったことはあったんですが、昨今、やはり価格等の上昇も受けておまして、あと、学校の施設も、様々な多様化等の状況に応じまして、一定程度まだまだしっかりしたものを造っていかなくちゃいけないということで、費用の部分も若干かかってくるというようなことがございます。そういった意味で、全体の施設整備の観点から、この辺のペースについては、なかなか今のところ進めることが若干困難であるような可能性もあるかなということが今見えつつあります。いずれにしましても、区長部局、財政部門とも相談しながら、学校改築について、まだまだ改築していない学校が多数ありますので、改築が進むように引き続き取り組んでまいります。

○渡辺議長 以上で石田秀男議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告9件、監査委員から令和6年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果について、特別区人事委員会から職員の給与等に関する報告および勧告、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、配付してあります。

なお、特別区人事委員会から提出されました職員の給与等に関する報告および勧告につきましては、10月9日付をもって既に皆様に配付済みであります。

次に、日程第2から日程第13までの12件を一括議題に供します。

---

日程第2

第88号議案 品川区公契約条例（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を含む。）

日程第3

第89号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

日程第4

第90号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

日程第5

第91号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第6

第92号議案 中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更について

日程第7

第93号議案 西五反田公園改修工事請負契約の変更について

日程第8

第94号議案 勝島地区雨水管整備工事請負契約



日程第9

第95号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について

日程第10

第96号議案 指定管理者の指定について

日程第11

第97号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

日程第12

第98号議案 教師用指導書他の買入れの追認について

日程第13

第99号議案 教師用指導書他の買入れの追認について

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔堀越副区長登壇〕

○堀越副区長 第88号議案、品川区公契約条例について。

本案は、公契約の適正な履行の確保等を図るため、基本方針、区および受注者の責務、労働報酬下限額に関する事などを定めるものであります。

このほか、労働報酬下限額に係る算出基準その他の公契約に関する事項を審議するため、区長の附属機関として品川区公契約審議会を設置するものであります。

なお、当該審議会の委員の報酬額を定めるため、付則において、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第89号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、施設の改築工事の竣工に伴い、中原児童センターを現在の第一日野小学校跡地内の仮施設から改築後の施設に移転するものであります。

本条例は、令和7年8月25日から施行するものであります。

次に、第90号議案、品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、子育て家庭への相談支援体制を強化するため、品川区地域子ども家庭支援センターを各保健センターに設置するとともに、女性への相談支援体制を整備するものであります。

本条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、第91号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例について。

本案は、園舎の改築工事の竣工に伴い、大井保育園を現在の東大井公園敷地内の仮園舎から、また、中原保育園を現在の第一日野小学校跡地内の仮園舎から、それぞれ改築後の園舎に移転するものであります。

本条例中、大井保育園の所在地変更に係る改正規定は令和7年1月4日から、中原保育園の所在地変更に係る改正規定は同年8月25日から施行するものであります。

次に、第92号議案、中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更について。

本案は、令和5年第2回定例会で議決をいただきました中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契

約条項第25条第6項の、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を2億7,610万円から2億9,044万4,110円に改めるものであります。

次に、第93号議案、西五反田公園改修工事請負契約の変更について。

本案は、令和5年第3回定例会で本契約の議決をいただき、令和6年第2回定例会で契約変更の報告をいたしました西五反公園改修工事請負契約におきまして、園路の復旧面積を変更する必要があることなどによる契約金額の変更のほか、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を2億8,336万8,800円から2億9,728万9,300円に改めるものであります。

次に、第94号議案、勝島地区雨水管整備工事請負契約について。

本案は、勝島地区における浸水被害の軽減を図るため、競馬場通りに延長約267メートルの雨水管を整備する工事を行うとともに、特殊人孔2か所を築造する工事を行うものであります。

なお、本工事は、東京都からの受託事業で、経費は東京都が負担いたします。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は5億8,333万円、契約の相手方は、品川区大崎一丁目6番3号、新井・沼田土建建設共同企業体、代表者、株式会社新井組東京支店執行役員支店長、森谷敏朗で、支出科目等は、令和6年度一般会計、令和7年度および令和8年度債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から令和8年7月21日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第95号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について。

本案は、令和4年第4回定例会で本契約の議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約」におきまして、雨水を目黒川へ放流するための吐口を築造する施工方法を変更する必要があることなどによる契約金額の変更および工期の延長に伴う債務負担行為の追加のほか、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を7億3,249万円から9億2,484万7,000円に改めるとともに、支出科目等において令和7年度債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第96号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川産業支援交流施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、品川ビジネスクラブ・マグネットスタジオ共同事業体で、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

次に、第97号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について。

本案は、措置費共同経理課を共同設置する特別区に文京区を加えるため、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更するものであります。

なお、今回変更する規約は、児童相談所を設置する特別区の議会において議決を経た後、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

次に、第98号議案、教師用指導書他の買入れの追認について。

本案は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、契約の予定価格1件4,000万円以上の財産の取得については議会の議決を経て行うべきところ、これを経ずに行った平成27年度の教師用指導書他の買入れについて、追認を求めるものでございます。

種類および数量は、教師用指導書2,900冊、教師用教科書4,374冊で、買入価格は4,155万7,719円、契約の方法は随意契約で、契約の相手方は、大田区南千束一丁目12番4号、東京教科書供給株式会社、代表取締役社長、松枝寛で、契約日は平成27年4月9日、支出科目は平成27年度一般会計であります。

次に、第99号議案、教師用指導書他の買入れの追認について。

本案は、ただいまご説明いたしました第98号議案と同様に、議会の議決を経ずに行った令和2年度の教師用指導書他の買入れについて、追認を求めるものでございます。

種類および数量は、教師用指導書3,633冊、教師用教科書7,067冊で、買入価格は6,374万6,850円、契約の方法は随意契約で、契約の相手方は、大田区南千束一丁目12番4号、東京教科書供給株式会社、代表取締役社長、松枝寛で、契約日は令和2年4月1日、支出科目は令和2年度一般会計であります。

以上で12議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第2、日程第6から日程第9まで、日程第12および日程第13の7件につきましては総務委員会に、日程第3から日程第5までおよび日程第11の4件につきましては文教委員会に、日程第10につきましては区民委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第14を議題に供します。

---

日程第14

第87号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

---

○渡辺議長 本件について説明願います。

〔新井副区長登壇〕

○新井副区長 第87号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保育所等物価高騰対策支援金を編成するとともに、必要な債務負担行為の追加を行うものであります。

補正額は、歳入歳出ともに5,570万7,000円を追加し、総額を2,078億773万4,000円とするものであります。

歳入。

第14款都支出金は4,761万7,000円の増額で、子ども家庭支援包括補助金および保育所等物価高騰緊急対策事業費の追加であります。

第17款繰入金は809万円の増額で、財政調整基金繰入金の追加であります。

続いて、歳出。

第3款民生費は5,570万7,000円の増額で、保育所等物価高騰対策支援金の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、都市計画道路整備方針検討業務委託ほか3件の追加であります。

以上で第87号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいようお願い申し上げます。

○渡辺議長 本件につきましてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 質疑なしと認めます。

日程第14の歳出予算等の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第15を議題に供します。

---

日程第15

請願・陳情の付託

---

○渡辺議長 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会および議会運営委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

11月25日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は11月26日午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時03分散会

---

議長	渡辺 ゆういち
副議長	あくつ 広 王
署名人	山本 やすゆき
同	西 本 たか子